

平成27年第2回(3月)川南町議会定例会会議録(2日目)

平成27年3月10日 (火曜日)

---

本日の会議に付した事件

平成27年3月10日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 米山 知子 君  
・介護予防と一言でいわれるが、成果をだすためにはどのようなことに取り組んでいかなければならないと考えるか。  
・学校図書室に司書の配置が必要ではないか。
- 2 徳弘 美津子 君  
・子育て支援対策について  
・税や使用料の納付手段拡充について
- 3 川上 昇 君  
・地域おこし協力隊について  
・自治公民館制度移行の現況について
- 4 内藤 逸子 君  
・子どもの医療費助成について  
・町営住宅の整備について  
・TPPについて
- 5 林 光政 君  
・高齢者に対しての福祉事業について  
・川南町運動公園について
- 6 児玉 助壽 君  
・川南町地域防災計画の改定について

出席議員(12名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	.....日 高 昭 彦 君	副町長	.....山 村 晴 雄 君
教育長	.....木 村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	.....橋 本 正 夫 君
総務課長	.....諸 橋 司 君	まちづくり課長	.....永 友 尚 登 君
産業推進課長	.....押 川 義 光 君	農地課長	.....新 倉 好 雄 君
建設課長	.....村 井 俊 文 君	環境水道課長	.....大 山 幸 男 君
町民健康課長	.....三 角 博 志 君	教育課長	.....米 田 政 彦 君
福祉課長	.....篠 原 浩 君	税務課長	.....杉 尾 英 敏 君
代表監査委員	.....中 村 守 君		

---

午前9時00分開会

○議長（竹本 修君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、米山知子君に発言を許します。

○議員（米山 知子君） では、通告書に基づき質問をいたします。

初めに介護予防について質問をいたします。

介護保険は予防と安心で暮らしを支える制度として、平成12年に始まりました。しかしながら、高齢化などにより介護サービスがふえていくことに伴い介護費用がふえ、介護保険料も上がり続けています。

私は、昨年10月に総務厚生常任委員会の行政視察で介護予防事業の先進地である長崎県佐々町に行ってまいりました。

この報告については、先月発行した議会だより107号に載せておりますので、ごらんいただいていると思います。どこの町村でもふえ続ける介護費用、また住民サイドから見ると介護保険料の増加をどうしたら抑えることができるかということが課題になっております。

川南町でも介護予防事業が行われておりますが、現状を見たとき、今の介護予防事業でいいのだろうかと思い、町長に現在行われている介護予防事業についての考察をお伺いいたします。

また、介護予防事業と一口に言いますが、目の前のことではなく、将来を見据えて介護サービスを利用せずに暮らしていくために、まず、必要なことは何なのか。町長は、どう考えられるのかお尋ねいたします。

質問の3点目は、キョウイクとキョウヨウについてです。この言葉は一昨年9月議会で紹介、同感していただいたと記憶しておりますが、私は、このことは介護予防のポイントになることではないかと思っております。

いわゆる団塊の世代が、前期高齢者となりましたが、この世代が介護サービスを受けずに暮らしていけるようにすることが、まず、取り組まなければならない介護予防事業ではないでしょうか。キョウイクとキョウヨウは「きょう、行くところがある」「きょう、用事がある」ということです。前期高齢者と呼ばれるようになった方々ですが、現役の方もたくさんいらっしゃいますし、また、リタイアしてもいろいろなことに活動されている方もいらっしゃいます。今は、介護とは縁なく暮らしていらっしゃる方々を、将来介護サービスを受けずに済むようにし、さらに、この方々の力をもっと高齢の方の介護予防に貢献していただけるようなことはできないか。団塊の世代を含めて、キョウイクとキョウヨウは介護予防の

キーワードになりそうですが、キョウイクとキョウヨウを実践してもらうためのポイントは何だと思われますか。

次に、協働という言葉です。地域づくりや防災など、協働で取り組むということがよく言われます。介護予防にしても地域と協働で取り組むといわれますが、一体、協働で取り組むとはどういうことでしょうか。地域は何をするのか、また、町ができることは何か。町長の考えをお聞かせください。

続いて、2つ目の質問事項の学校図書室の司書についてお尋ねいたします。

これまでも子供に読書をさせようと学校、教育委員会がさまざまなことに取り組まれていることは承知しておりますが、どのようなことに取り組み、その効果はどうであったのか伺います。

私は、8年前にも子供の読書を進めるためには、まず学校図書室に司書を配置すべきという趣旨の質問をいたしました。当時の教育長は、必要性は認め県に要望しているが難しいとの答えで、その後、司書については、何の進展もなく今日まで来ております。県がしてくれないということで、町として主体的に取り組まなかった間に、県内の公立小中学校で司書の配置が進み、昨年12月の宮日新聞によりますと、昨年12月時点で県内10の市町村が計161校に配置しているとのことです。司書の配置により、図書の貸し出し冊数や読書時間の増加につながっているとのこと。

私は、昨年、図書館協議会委員の研修で綾町立図書館の見学や県の読書フォーラムに参加させていただきました。

綾町も学校図書室に司書を配置している町ですが、綾町立図書館の館長さんも司書の役割を高く評価しておられましたし、読書フォーラムでも図書館や図書室での司書の必要性、役割を聞かせていただきました。

8年前の質問時に、私はエジプト考古学者の吉村作治さんの例を出したことを思い出しました。吉村作治さんがエジプト考古学者になられた原点は、子供のころの図書館の司書のアドバイスであったことを思うと司書の重要さを改めて認識した次第です。

そこで、司書の役割について、町長、教育長の見解をお伺いいたします。

最後に、15年4月、ことしの4月から改正学校図書館法の施行により、各校に学校司書を置くことが市町村の努力義務となりますが、川南町としてはどうするつもりですか。

県の財政支援はないとのことで、まさにその町の主体性が問われることではないでしょうか。

現在のようなネット社会で、子供に本を読ませることは簡単なことではありませんが、思考や表現力を高めるには、いかにして子供に読書したいと思わせるか大人の知恵が必要です。

司書の配置には当然財政的な問題も出てきますが、子供の未来への投資であり、川南町としての教育につながっていくのではないかと思います。

以上、通告書の質問の要旨を補足させていただきました。

続きは、答弁を聞かせていただき、質問席で行いたいと思います。

○川南町長(日高 昭彦君) それでは、米山議員の質問にお答えします。

まず、傍聴席にもたくさんの方に来ていただきまして本当にありがとうございます。

まず、本日の答弁をさせていただく前に、御承知のとおり我々、私もですが、町議の皆様も統一地方選を控えております。よって、それまでの任期という形の中での答弁ということになりますので、これまでのこと、今思っていることは当然お答えいたしますが、これからのことについてはルール上、なかなか答弁しづらいということがありますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

まず、1番目の介護予防についての御質問でございます。

背景につきましては、議員がおっしゃるとおり、平成12年からスタートした介護のさまざまな事業について、今一番国が問題として困っているというのは、正直言ってお金が足りない、どうするのかという話であると思っております。

しかしながら、現状として介護である、そういう方、それが必要であるというのを地域においては切実な問題でありますし、それに向き合うことが我々地方の宿命だと感じております。それは過去の答弁でも答えさせていただいていると思っております。

まず、今回改正を迎えますが、それも含めて我々のどういったところで介護に向き合うのかというのは、今、議員との話の中に出てきましたけど、いかに介護を地域の中で受けとめるかということが一番の視点だと思っておりますし、改正のポイント、非常に答弁しづらい部分があるんですが、国が言っていることもわかりますが、だからといって川南町がそのまま受けとるわけにもいきませんので、今、言えるのは、いかに地域と一体となるかということだと思っておりますし、1つ1つに向き合うことだと思っております。

2番目の質問で、介護予防に必要なことは何だと思われるかという質問ですが、当然、今言ったような、まず御本人、自助、自分の力でどうするか、そして共助、周りの人たち、地域とともにどうやっていくか、そして防災のときによく使われる自助・共助・公助、最終的に行政としての取り組み、このバランスのとれた支援体制の整備だと考えております。

それから3つ目の高齢者にとって「きょう行くところがあること」、そして、「きょうする用事があること」この必要性は、米山議員から以前御指摘を受けまして、まさにそのとおりだと思っております。じゃあ、どこまで行くのか、どんなふうに行くのかということ、つまりいろんな交通手段を使ってなかなか行くのは大変ですから、まずは自分の足で行ける範囲に、例えば振興班であるとか、近所であるとかそういったところに集える場所、サロンのようなそういうものを我々として一緒に取り組めたらと思っております。

最後に、介護予防について住民との協働ということでございますが、繰り返しの答弁になるかもしれませんが、一緒にできることは何なのか。当然、私も含めていつかはそういう高齢になるわけですから、ともに生活したいという思いは一緒でありますので、そこはお金がない以上、限られている以上、そこは我々としては一緒に知恵を出して頑張っていくべきだ

と思っております。

行政としては、住民の皆様とともにやりながら、後方支援の体制をどうやってとっていくのかということだと思っております。

2つ目の学校図書室に関する、司書に関することですが、内容的に教育長のほうにかなりあると思いますが、一般的に言われること、私が思っていることに関して、やっぱり読書の必要性っていうのは非常に大切であると思っております。本町においても、平成14年から3カ月健診時に本の読み聞かせ、そしてそのときに絵本のプレゼントということで、ブックスタート事業というのを開始しておりますし、小さいころから本に親しんでいる子供たち、読み聞かせをしていただいている子供たちが、明らかに集中力が素晴らしいという点はいろんなところで報告を本町においても聞いております。

具体的なことに関しては、教育長のほうに答弁をしていただきたいと思います。

**○教育長（木村 誠君）** それでは、まず1点目の今までどのようなことに取り組んできたかというところでございますけれども、図書館開館以前より故川上一さんから図書費の御寄贈をいただいておりますけれども、それによりまして児童書を中心に整備を進めてきました。

平成11年の図書館開館以降もさまざまな図書資料の充実に努める一方で、読書感想文、感想画コンクール、図書館祭りを開催するなど、読書のきっかけになるような事業展開をしてきております。

また、平成22年度、23年度、2年間をかけまして、学校図書のデータベース化とバーコードシールの貼り付け作業を行って図書管理システムを導入いたしました。

また、今年度、平成26年度からは学校図書館と町立図書館をインターネットで接続させまして、学校から図書館の町立図書館の検索、予約可能となるよう図書館システムを更新し、利用拡大のための読書環境の整備に努めてきております。

2点目の司書の役割は何だかということでございますけれども、文科省の調査研究会議の報告書でも述べられておりますけど、学校司書に求められている役割とは学校図書館資料整理、管理、それから館内閲覧、館内貸し出しなどの児童生徒や教員に対する間接的支援や直接的支援、要するに、この教科でこういう資料が欲しいという先生からの要望に対してそれを揃えて学級に提供する、これは直接的支援だろうと思うんですけども、それから、子供たちが図書館に行ってこういう本が読みたいというときにすぐに目につくようにきちっと分類ごとに整理されているところあたりが間接的な支援になるのかなというふうに思っておりますけれども、そういうこと。

先ほど申し上げましたけど、そういう各教科の指導に関する支援、要するに教科指導、教育指導への支援、資料を揃えて学級担任に渡すとかそういうことが職務だというふうに考えております。

なお、町立図書館における司書もたくさんいらっしゃるんですけども、そういう方たちも専門的知識を活用して、本と読者をつなぐことが最大の役割ではないかなというふうに考え

ております。

3つ目ですけれども、県内自治体、たくさん司書を導入しているということなんです、新聞の記事にもありますけれども、川南町どうするかということでございます。

先ほどおっしゃったとおり、学校図書館法改正によりまして平成27年4月1日から学校司書の設置が努力義務ということになりました。学校司書が配置されますと、児童生徒の読書量がふえたり、学習指導要領が示す言語活動においても有効であるということは十分承知をしております。

しかしながら、資格の要件につきましては、図書館法附則のほうで検討事項としたり、任用の方法は地方公共団体の判断に委ねられたりするなど、国としても検討課題としていることが多いことから、町としましては、国、県の動向を注視しながら検討していきたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

**○議員（米山 知子君）** 全体についてのお答えを今いただきましたので、一応通告書に従って今のお答えの内容で、また再度御質問をさせていただきたいと思えます。

1番目に私が言いました、現在、町が実施している介護予防事業の考察はということで、今度改正になって、非常に予防事業に力を入れねばならないということを言われます。それは当たり前だと思います。後々考えるよりもいかにして予防していくか。最初でもいいましたけど、介護サービスを受けないで済むようにするにはどうしたらいいか。いわゆる予防にどう力を置くかということですけども、今、川南町がしている介護予防事業というのが、果たしてこのままいってその効果が上がるのか、それとも何か取り組まなければいけないのか。その辺は、町長は具体的なことは余りご存じないかもしれませんが、私が冒頭で言いました長崎県佐々町がその予防事業の先進的な取り組みをしているということで視察にいったわけです。非常に先進的に取り組んでおられました。担当課長も同行していただきましたので、課長も十分におわかりいただいたと思います。それを考えた上で、今後、来年度から川南町としては介護予防事業をどう取り組んでいくのか。今までの考察、いわゆるPDCAですか、やってチェックをして次のアクションを起こすにはどうしたらいいか。チェックをするところをしたのか、次のアクションはどう起こしたらいいのか、その辺を私はこの質問の中に入れていたつもりですけども、町長はこの考察って、今やっている介護予防事業、介護事業じゃないですよ、介護予防事業をどう理解していらっしゃる、なおかつ、それをどうチェックして、どう次のアクションに結びつけていくのか、そのあたりを担当課長等からお話は聞いてらっしゃいませんか。

**○町長（日高 昭彦君）** 思いのこもった御意見をありがとうございました。

佐々町のことに関しまして、また米山議員の思いに関しては課長を通していろんな形で報告を受けております。また、これから必要になることが基本的に予防中心になるということも国の動向として、1つは、何度も失礼な言い方かもしれませんが予算的なものもありま

すが、やはりこれは全てに通じることで、なってから治すんじゃ、もう間に合わないよ、それは体についても自治体の問題についても、なる前にどう予測できるのか、それをどうとめるのかというのは我々行政にとっては大きな課題だと思っております。

○議員（米山 知子君） 何かわかったようなわからんような答弁ですけれども、具体的に聞いてらっしゃるといことですが、今、川南町が介護予防事業にどういうことに取り組んでいるか。私、前から何度も聞いているんです。そして、本当に具体的に何をしてるのかというのは、今度視察に行く前にまとめていただきました。介護予防事業、2次予防事業として対象者の把握、それから実際の予防事業として通所型の予防としては元気アップ事業というのもしています。ところが、それは言葉では「元気アップ事業をしてますよ」ということですが、対象者が何人おって、何人の町民にそれが恩恵を受けているのかということなんです。

2番目の質問とちょっとかぶりますが、介護予防にまず必要なことは何としますか。私、ずっと町長が何と答えられるのかなと思って楽しみにしてたんですけども、残念ながら私の思ってたのは出てきませんでした。これ、まず、健康なんです。介護に至らないためには、いかにその年まで健康でいられるかなんです、ですね。そしたら、この対象者の把握のときに、総合健診時に対象者を把握するとか、機能を把握するとかあるんですけども、総合健診を受ける人がどれぐらいいるかです。言葉で書けば非常に立派なんです。健診時に対象者を把握します。ところが、健診を受ける人が全体の3割ぐらいにしか満たなかったら、残りの7割の人は把握できないわけです。その人の健康状態は。

私、この2番目の介護予防にまず必要なことは、何かというのは健康管理なんです。介護に至るまでの健康管理ということは、今、保健センターでやっている健診業務をどれだけ充実させるか。どれだけ町民に健康管理の必要性を理解させるかということが介護予防の最たるものなんです、と私は思います。

これを追求すると、また別のことになりますから健診のことは置いときます。

次で質問したいところですけども、考えていただきたいと思いますので、私はそう思うんですけども、町長どう思いますか。

○町長（日高 昭彦君） 思いの強さというのは異常に感じましたが、具体的に何を差されているのか、逆に私のほうもピンボケしたかもしれませんが、まず、健康が大事であるというのは当然私も認識は同じでありますし、長寿社会といいます、寿命の中で、失礼な言い方ですけど、介護にならない年数、要するに健康寿命、これを目指すのはうちの町としての考えである、私はそう思っております。

○議員（米山 知子君） ですね。私もそう思います。そこで、健康寿命です。健康寿命をいかに延ばすかというのが、私がさっきから言っています、いかに健康管理を町民一人一人が自分のこととして捉えていくか、それに対して行政はどういうことをしていったらいいか。今までと同じことをしてたら変わらないわけなんです。変えていこうとするときには、いわ

ゆるチェックをしておかしいなと思ったら次にどう変えていくか、前と同じことでは変えていくことにはならないです。

健康寿命と今言葉が出ましたので、健康寿命、男性の平均寿命、男性の健康寿命、女性の平均寿命、女性の健康寿命、ご存じですか。

○町長（日高 昭彦君） 知っていますかという質問に関しては、知っていますは答えられますが、何歳ですかという数字は、今は正確には覚えておりません。

○議員（米山 知子君） 私もこの具体的な年齢は、実は先日の女団連の集まりの中のファイナンシャルプランナーの方のお話で、ああそうか、と思って聞いたんですが、いわゆる平均寿命と健康寿命との間が、結局介護が必要になる年数と考えていいわけですよね。男性の平均寿命が約80歳になりました。ところが、健康寿命は70.4歳です。ということは、約10歳、10年間は何かやっぱり程度の差はあるかとは思いますが、健康ではないということで、10年間は介護が必要になるかもしれません、大なり小なり。女性の場合は平均寿命が86歳です。ところが健康寿命は73.6歳、約12.6年ぐらひは何か人のお世話を受けながら生活をしていくということが言えるんじゃないかと思います。ですから、その健康寿命をいかにして延ばすかということが、この介護予防の最たるもので、ところが、この健康寿命の間というのはなかなか皆さん介護については自分のこととして受けとられない節はありますよね。今の70歳で現役ぴんぴんしている人に、平均的な健康寿命は72歳ですから、2年経ったらあなたも何か弱ってきますよねということは、なかなか実感としては浮かばない。ところが、それを思わせないけれども自然にそういう健康寿命を延ばすようなことにつながるようなことはできないかということで、3番目の質問のキョウイクとキョウヨウということにいったわけです。町長も言われました、今自分の行ける範囲に集える場所を一緒に取り組む、これ言葉でそうなんです。じゃあ、具体的にどうしますか。自分の足で行ける範囲に集える場所をつくりたい、つくったらいいよ、じゃ、それどうしたらいいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 一般的な話になると思いますが、今、国で言われていること、私たちが感じていること、それは地域の皆さんの力を借りるしかない。一緒にやっていくしかないと感じております。

○議員（米山 知子君） 大体、二言目には、今は地域の皆さんと一緒にやろう、地域の皆さんの力を借りると言われますが、具体的にどうしたら地域の皆さんの力を借りれると思われれますか。

○町長（日高 昭彦君） その点がまさに今からの検討課題でありますし、現在今、第6期の介護保険事業計画がもうすぐ策定できるというところでございます。

冒頭に言いましたけど、これからの具体的なことはある程度差し控えさせていただきますが、私の考えとして、それを探し続けるのがこれからの地方創生の大事な部分だと考えております。

○議員（米山 知子君） 冒頭に言われました、選挙が控えているので、具体的なことはと

言われましたけど、町長は十分2期目をやろうという気持ちがあるわけですから、自分は2期目をやるんだという気持ちでお答えいただいているんです。

それで、今、検討課題と言われますけれども、検討、検討で日が経ってしまったら全然変わらないわけです。

1つですから、私のアイデアを話しておきます。実はこれも秋の行政視察のときに薩摩川内市に行ってきました。薩摩川内市は、いわゆる地域づくりのときに公民館の自治公民館づくりのときに何回も川南町からは視察に伺わせていただいたところなんですけど、もちろん自治公民館制度についてもお話を伺いました。そのときに私、ぴかっとひらめいたことがあったんです、お話の中で。というのは、言葉の中に庭先カフェということが出てきたんです。庭先カフェです。それは何かなと思って、ちょっと1つ質問しました。どういうことですか。まさに、さっき町長が言われました1つの集落、歩いて行けるようなところにどなたかのおうちに庭先カフェということをつくり、その方がやりたい、人が集まってきてお茶飲みをしたりしたいよねというようなことをつくり、それをつくるだけなら何も行政関係ないんです。ところが、そこは庭先カフェということは、年に2回ぐらいだったと思いますが、何か1つ行事を入れる、例えば皆さんで真冬だったらそば打ちをしますよとか、春先だったらお彼岸で団子をつくりますよでもいいですし、何か別の七夕飾りをつくりますよでもいいと思います。何か年に2回ぐらい行事を入れたら、お茶菓子程度の補助金ていうのを出していますということだったんです。ですから、集落の中で、あそこにはよくおばあちゃんたちが集まる、おじいちゃん集まるよというところもあるかと思いますが、そういうところに行政としてどう手を差し伸べるか。行政と地域が一体になってするということは行政も何かを手を入れないと一緒にやっていることにはならないわけです。有志だけが好意でやっていることは、行政は何もしてないのと一緒にです。ですから、そういう庭先カフェ、縁側カフェでもいいですよ、何でも名前がいいと思いますが、そういう集落単位の中に皆さんが集まれるようなところ、今まで集まっていらっしゃるようなところに幾らお茶菓子程度でも補助金を出す、そしてそういうスポットを何か所でもつくるということは、いわゆる、きょういくところ、きょう用事があるということにもつながる。これは、だいぶ高齢の方の話です。

逆に、私が冒頭で言いました団塊の世代向きの人たちにはもうちょっと、車の運転もできると思いますし、ちょっと遠出をすることも、町内、ちょっとでかけることもできると思いますので、そういう人たちに対してはただ集まってお茶飲みをして何かをするだけじゃなくて、もう少し運営面にも入っていただくような、でもそこにもやはり町がある程度の力を、手を入れないと、住民だけでそれを立ち上げようということは非常に経済的にもエネルギー的にも要ることじゃないかと思うんです。今の私のアイデアというのはどうですか。受け入れられそうですか。

**○町長(日高 昭彦君)** すばらしいアイデアをありがとうございました。うわさによると

米山議員も今後、そういうのをしていただけるんじゃないかなという期待を込めておりますし、よく言われるのが、長寿国といわれる沖縄、ここで今言われるように庭先で、縁側で朝、お茶飲みをする、名前はゆんくるだったか、すみません、正式には今思い出せませんが、そういうのを日常的にやっている沖縄が非常に元気であるというのはそこに原因があると思います。

今、議員が言われるように、全てのことをボランティア的にやっていただくというのは、やはり限界があると思いますので、アイデアでも気持ちでも、やはり行政としては当然参加すべきであると思っております。

今、言われたようにお茶菓子程度の補助金であるとか、具体的に私もちよっと思いつきませんが、非常にいい考えだと思いますので、大きなことを時間をかけて全員でやるよりも、今できること、すぐできることを身近にやっていく、これが一番の近道だと思っております。

**○議員（米山 知子君）** 今の話は町長が4番目に言われた一緒にできることは何なのか、後方支援の体制をどうつくるかという、その後方支援の部分に入ると思うんです。

もう1つつけ加えておきますと、いわゆる何とかカフェということでお茶を飲んでおしゃべりをするというの、女は非常に得意なんです。何の用事もなくてもただ集まれば2時間でも3時間でもしゃべります。ところが、いわゆる男性にそれをしろといたら、なかなか無理なんです。男性は、ただしゃべるだけでは2時間も3時間もはお茶を飲んではおれません。その違いをよく考えてしていただきたいなと思います。

1つ紹介ですけれども、これは東京の方ですけれども、いわゆる空間シェア、民間で1つの、空き家もたくさんありますよね、その空き家を使って民間の誰かが何でもいいですよという感じでスペースを提供する、公民館もあるじゃないかと言われますが、公民館は申し込みをしたりとか、あるいは利用時間があつたりですから、非常に制約がかかる、そういう意味では民間サイドですとそういう制約が受けられないで、非常にいろんな人が集まってくるよというようなこともネットで調べればすぐ出てくると思いますので、お得意のネットでぜひ調べて、そういう空間シェアというような考え方が男性向きではないかなと思います。いわゆる庭先カフェ、縁側カフェというのは女性向きの集まりどころ、行くところかなと思いますので、そのあたりはぜひ調べていただきたいと思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、介護予防っていうのは、いかに健康状態を長く維持するか。よくぴんぴんころりということを言われますけれども、ぴんぴんというのは元気であるということなんです、それでころっといけば一番いいわけですが、なかなかころっとまではいかななくても、さっき言いました平均寿命と健康寿命の差をいかに短くするか。男性の平均寿命が約80歳ですけれども、もう78歳、9歳ぐらいまで現役でいて、最後ちょっと弱ったよねということで1年ぐらいはあったとしても、それは十分、もうその人にとってはすばらしい健康寿命を維持されてきたことだと思います。ですから、いかに健康寿命を維持するか。それをたどっていくと、いかに若い現役世代から健康管理するかとなると、町として何

をしたらいいか。町民の健康をいかにしたら守っていけるか。町民に自分の健康管理の意識をどうやったら意識づけるか、そこあたりが町民健康課であったりすることと介護、いわゆる福祉課との連携の事業ですよね。今、課が町民健康課と福祉課というふうに分かれましたけれども、本来は一本の線に私はあるべきだと思います。人間の人生を考えたときに。健康があるから介護に至らなくてもいいわけですから。そこらあたりをぜひ、課の連携ということで健康と介護というのを一本のラインの上に乗って考えて取り組んでいただけたらと思います。できるでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） それは当然必要なことであるし、現に今、町民健康課、それから福祉課、これは保健センターを通じていろんな意味で連携をとっていますし、健康寿命というのについてこれからの我々の課題だと思っております。

○議員（米山 知子君） それでは、図書室の司書の配置ですけれども、先ほどの教育長の話は8年前の教育長の話と余り変わらなくて、私ちょっとがっかりしたんですが、私、2年前にデータベース化をするときに嘱託臨時職員入れましたね、1年間。そのときに図書室にということでふっと期待したんですけども、本当にこのデータベース化するための事務作業で終わってしまって、図書室は変わったのかなという気がするんですけども、図書室の司書について教育長は直接的支援、間接的支援と言われました、直接的支援はいわゆる教職員に対しての資料の提供であるとかの支援、私が言っているのは、この間接的支援の意味で司書っていうのは非常に大きな役割をしてる、役割を持っているということを実は先日の図書館フォーラムでいろんな方のお話を聞いて私もそうだと思います。そういうところで司書の役割はということをお聞きしたんですが、直接的役割は先生に対しての資料の提供はいいんです。子供にいかに本を読ませるかということで、司書をどういうふうに司書というの役割を果たしているかということをもう少し知っていただきたいなと思いますけれども、どうですか。知っていらっしゃいます。

○教育長（木村 誠君） 宮崎市の例しか、私最後に勤めた市ですので、私がいるとき、読書活動アシスタントが、パートです、1日大体5時間ぐらいおられました。これは司書の資格云々じゃなかったんで、読書の好きな方でよくて、校長が採用決定をできる人だったんですけども、一番子供たちが利用する昼休み、そこにほかの先生たちは一応休憩時間ですよ、子供たちも休憩だけれども教職員も休憩時間になります。その間にその方が図書館に入られて、中学校の場合は委員会活動がありますので、図書委員の子供たちと一緒に貸し出し業務等するわけですけども、川南町の場合も読み聞かせ活動、小学校各グループの方たちにやっていただいております。当時、私が務めていた学校では、そのアシスタントの方と朝、読み聞かせが終わったあとに1時間なり図書の整理もそのボランティアの方たちにしていたというところはあります。確かに、これもいろいろボランティアされる方たちにも考え方があって、いわゆる日本十進分類法、今、学校図書館やってます、ほとんどの公立図書館がそういう分類の仕方していると思うんですけど、たまたま私が務めて学校は別な方の提

唱される分類法だったんです。そこでそれを入れろ、入れないということでもかなり私ともめて、私の後の校長がその方たちを切ったんですけど、そういうこともありますので、やっぱり学校の方針をいかにきちっとやっていただけるかというところが、要するに校長の指導を行うところをもっているということになるんですけども、これはもう本当に学校司書が図書館におられたほうがいいわけですけども、隣の高鍋町が4校ともいるわけですけど、ここも小学校2校はパート2名、中学校は掛け持ちで1名ということのようですけども、来年度はちょっと別のことに教育委員会として予算要求する比重がありましたものですから、今回はやっておりませんが、そこらあたりも考えながら、次年度以降はまた考えていきたいというふうに思っています。

○議員（米山 知子君） 今年度は別のことに金を使うので、来年再来年ぐらいに検討したいということで、ぜひ検討していただきたいと思いますが、今、教育長が言われたことに私、かちつきたんですけど、図書室っていうのはどういう分類をしようとか、どういう分類の仕方があるとかいうんじゃないかと、子供がいかに図書室に行きたいと思うか、本を手にとってみたいと思うか、そこが一番原点だと思うんです。それをどうするか、分類の仕方もちろそういふようなことを考えてされていると思いますが、そこが一番私は大事なところで、8年前に私がこういう図書室の質問をしたときは、中学校は昼休みなんかも鍵がかかったままで、放課後鍵がかかったままとか、図書室って一体いつ子供はいくんですかということから、実は図書室の司書の話をしたわけなんです。司書が図書室にいるということは、まず開いています。管理者がいるわけですから開いています。それから、今回、川南町の図書館行かれてもわかると思いますが、大分書棚の配架が変わったというお話を伺いました。いかに町民が利用しやすい、興味がありそうなものを目につくところに置くか。例えば、健康の本は科学何とか分野だから2階に置いてあった、誰も自分の体のことについて知りたいときにわざわざ2階まで上がりません。ですから、暮らしのコーナーということで、一番、図書館の入り口の左側のところにそういう一般の人が興味を持ちそうなものはそこに置いた。もっと専門的に知りたい人は、そりゃ2階にも上がります。だから司書っていうのはそういうアイデアが出るっていうことだと私は受けとったんです。

ですから、学校図書室に関しても、いつでも図書室が、自分が行きたいときには開いてるよということと、図書室に行ったときに「あ、こんなおもしろい本があるね」もし何か疑問があったときには、そこにいる図書司書の人に「この本はどんなですか」って聞いたときに、たいていが司書になった人は自分も本好きな人が多いと思うんです。そうすると具体的に子供に、これはこうこうこうですよとお話ができる。司書っていうのは、ただ本の整理をしたり、書棚の整理をしたりするだけではない、いかに子供たちに本の楽しさを教えるかというのが私は大きな役目だと思いますので、これは私の司書に対する非常に思い入れで、いや本当は違うよと言われるかもしれませんが、私が今まで接した司書の方たちはそういう方たちが大多数でした。皆さん、非常に本が好きで、本をよく読んでいるから司書になりたい

と思ったという方たちでしたので、財政的な問題からいきますから、何も1校に1人置けとは言いません。まずはできることであれば、川南、7校あるわけですから、せめてその1人を置いて1週間に1日でも司書の人が行って図書館に整理をする、2人置けば1週間に2日か3日ぐらい行けますよね。そういうふうに司書ということをお子たちに、図書室に行けば開いてるよ、図書室が変わったねというようなことをお子たちに気づかせるためには、私は司書の役割というのはそれだけでも大きいのかなと思います。

財政的なことがあるのはよくわかりますけれど、それを何とかするというのが、私は子供の教育、未来への投資だと思います。やはり本を読むということは、非常に集中力も出ますし、それから読解力もできますし、自分の表現力もできます。そういう意味で大きな、子供にとっては素晴らしいものをたくさん含んでいると思いますけれども、いかんせん、今は活字を読むことが少なくなっている。それをいかにしたら活字を読ませることを多くするかということが、冒頭にも言いましたけど、大人の知恵の出どころ、金がなければどうしたらその少ないお金でそれをできるようにするか、そこ辺を知恵をふりしぼっていただきたいと思いますけれども。ちょっと私のこだわりというか、偏見でしょうか。

**○教育長（木村 誠君）** 司書の役割についておっしゃるとおりで、私は何も図書の整理だけを言っているわけじゃなくて、ですから子供が来たときに、要するに、町の図書館が今されておりますけれども、目につくところに新刊なり、今授業で何を使っているか、こういう資料が欲しいときにはそういう資料をやっぱりきちっと目につくところに置いたりするのが役割だと思うんですけども、司書教諭についてお話ししますが、これもご存じのとおり、12学級以上には司書教諭ということで、各学校、もちろん図書館教育主任というのがいると思うんで、そこが中心になって、昼休み等、図書館の貸し出し等をやってるというふうに考えておりますけれども。

今のところは、司書教諭を中心に図書館教育に関して、各学校でファミリー読書に取り組んだり、あるいは朝読に取り組んだり、いろんな形でやってますし、多読賞等を設けて学期ごとに表彰したりとか、そういう形で意識づけを図ってるところであります。

以上です。

**○議員（米山 知子君）** 司書教諭が配置されていることも知っております。

ただ、先生方は非常にお忙しいということで、一応、お役目はいただいているけれども具体的には動けないというのが、私は現状ではないかと思えます。

ちなみに、図書室の開館時間というのは御存じですか、何時から何時というのは。私も、今回は調べておりませんが、もし変わったら済みませんけれども、小学校は大体開館してるんです、子供がいる間はあけております。それは、やはり先生方の一応管理ができるということであけてあるんだと思いますが、中学校の場合は、放課後はもう鍵を閉めて閉室だったんです。理由を聞きましたら、生徒はほとんど部活をしますから図書室には来ません。

本当にそうでしょうかって思いました。中には部活動をあまりしたがない子もおります。

そういう子の、例えば逃げ場です。そういうので、もし図書室が開いてたら、そこに司書の人がいらっしやれば、その人とお話をする、こういう本を読んだらって薦められて読む、それで人生が変わったのが、さっき冒頭で言いました吉村作治さんなんです。

病弱で、自分は運動も不得意だったと、非常に行き場がなかったので図書室に行ったら、どうい本を読んだらいいかって司書の先生に聞いたら、いろんな人の人生が知りたければ伝記を読みなさいということで伝記を読みました。ということが原点だったということ私を私は読んだんです、もう10年ぐらい前ですけど。

ですから、図書室っていうのはそういう役割もあるということで、ぜひ、特に中学校の場合には、開いている開室の時間ていうのをぜひ確認をしていただいて、やはり子供が学校にいる間は、図書室にいつも自由に行けるよということ、まず開いていることが前提ではないかと思ます。

大人の都合で、管理ができないから鍵を閉めるということは、やはりこれは大人の都合で、子供のためにはなっていないんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○教育長(木村 誠君) 昼休みも開いていると思うんですけど、ちょっと放課後のことはつかんでおりませんが、本当に部活動をしてない子供たちにとってはやっぱりよりどころになる場所だいうふうに思っています。

以上です。

○議員(米山 知子君) 学校司書ていうのが、この8年間の間にどんどん認識が高まって、やっぱり県内でも、先ほども言いましたけれども、全部で10市町村161校、町でいくと三股町、綾町、高鍋町、門川町、そこは司書を置いてるんです。

それが、毎日全部の学校に置いてるかどうかはわかりません。町で1人雇って、各校を巡回してるのかもしれないけど。

○議長(竹本 修君) 米山知子君に申し上げます。

発言時間の制限を超えていますが、簡潔に。

○議員(米山 知子君) はい、わかりました。

そういう市は抜きにして町でもやっているところがあると、特に財政的にそんなに豊かなとこばかりじゃないですね、今私申し上げたところは。

ですから、川南町もやろうと思えばやれないことはない。いかに司書の必要性を感じるかどうかと思ますので、ぜひ町長、教育長とも、その辺はよろしく願いをいたします。

終わります。

○町長(日高 昭彦君) エールをいただきましたので、未来への投資という言葉を重ねて受けとめて、これからと思っております。

○議長(竹本 修君) 次に、徳弘美津子君に発言を許します。

○議員(徳弘 美津子君) 通告書に基づき一般質問をいたします。

まず、子育て支援対策についてです。

安倍総理の掲げる、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと総合戦略の概要を拝見しますと、1番に人口減少問題の克服として、2060年、つまり45年後に、1億人程度の人口を克服とあります。

現在、1億2700万人余りの人口は、国立社会保障・人口問題研究所平成24年度の1月の推計によりますと、45年後の2060年は8700万人と予想されており、長期ビジョンが成功すると、その差は1300万人増となります。

2013年の出生率1.43人を、2030年までに2.2人、2035年までに2.25人に引き上げることで、2060年に人口を1億人となると予想しておりますが、地方に住む若者が都会に流出することなく、安心して子育てできる環境がどのようなものなのかを視点到に質問していきます。

まず、町長は、ホームページの挨拶の中に、6つの方針を掲げており、一番最後に子育て環境の整備とありますが、町長の考える子育て支援とはどのようなものがあるのかを伺います。

それから、病児・病後児保育の整備について伺います。

この質問に関しては、私も議員になって3回目になります。平成20年4月より、保育対策等促進事業として6つの事業がありますが、その中にも、病児・病後児保育事業もあります。

病児保育とは、保育園、小学校に通園している子供が発熱などの病気になったとき、保育園などのかわりに子供を一時的に保育する施設で、主に医療機関が併設されています。

また、病後児保育は、回復期の病気の子供を預かる施設で、主に保育所が行っています。

もちろん何でもかんでも預ければいいという問題でもありません。子供を持つ母親が子供の病気を理由に休める体制が整うには、会社が理解し、社会全体が理解するよう仕組みになっていくことが重要であります。まだまだ遠い世界であります。

現実には、子育て中の女性が勤務するときに、子供が病気で休む必要になったとき、「だから女性は」と言われることも多く、それにより、子供を持つ女性の社会進出のおくれがあることも否めません。また、それは、女性だけの負担ではなく、夫である男性にも当てはまります。

現在、宮崎市には7つの病児・病後児保育がありますが、市としても、施設に対し、まだ足りないので枠をふやしてほしいとの要望もあります。

私の知る宮崎市の病後児保育施設では、年間登録者は約230人、実際に年間利用したのは200人にも上り、今年度26年度は、延べ800人になろうとしています。

ハローワークでも、仕事を探す子育て中の方には、それらの施設の登録をするように勧められているそうです。企業がそのような人、つまり仕事がいつでもできる人を求めているわけです。

先ほどからある国の長期ビジョンの中でも、安心して、結婚、妊娠、出産、子育てできる社会を達成していると考えられる人の割合は、現在19.4%とあり、5人に4人は不安であると感じています。国は、2020年までに40%に引き上げたいとあります。

また、現在の第1子出産後の女性継続就業率38%、2020年までに55%とあります。

末端自治体で、さまざまな子育て支援をすることは、一方で就労支援にもつながり、働く人口の底上げにもなります。

また、子育ての環境整備を積極的に末端自治体が構築することも重要であると考えます。

質問は、まず、現在川南町で病児・病後児保育をされている保育所はあるのか、また、その利用範囲があれば伺います。

そして、ハード面の整備を行政で行い、運営を町が委託することが可能なかとしては、オープン施設として広く利用のできる病後児保育の設立在どの範囲でできるのか、保育所だけしかできないのか、公設で建設し、民間に委託して管理運営が可能か伺います。

それから、保育料の減免に視点を置いて、多子世帯の子育ての後押しとして、保育所の現在の第1子、第2子、第3子の保育料減免の範囲についてですが、公立認可保育所では、第1子が定額、第2子が半額、第3子がゼロとなっております。

現在の制度では、2人ないし、3人以上の子供を同時に保育所に預けることで、多子世帯の支援になっておりますが、第1子が卒園したら第2子は定額となります。

現実的に、出生率が2人を切る現状では、その制度の恩恵を受ける世帯は限られます。幼稚園のように、第1子を小学校3年までに上げることによって、年齢が多少離れても保育料の軽減が生かされることによって、もう一人産んでみようとなるのではないのでしょうか。その考え方については、どのように考えられるかを伺います。

それから、2番目の項目の税や使用料の納付手段の拡充についてですが、ふるさと納税が、3月2日現在で1億5569万円にも上ったことの一つに、町内の特産品のお返しもちろんありますが、インターネットでのクレジット決済ができることで手軽に納税ができるとあります。内訳では、クレジット決済7,654件、1億937万367円、全体の70%を占めます。

住民の方からの要望の中に、なぜ税金や水道料がクレジット決済ができないのかと尋ねられることがあります。

国民の生活において、クレジットカードが決済手段に確実に定着していると考えます。県でも、自動車税の納付もクレジットカード決済ができ、納付期限内にカード決済をし、実際の引き落としが1カ月おくれで、ちょうど夏季賞与で払えるので、おくれることなく無理もしないと利用されていらっしゃいます。

また、国民年金も、2008年からクレジット決済ができるようになっておると聞いております。

さまざまなキャッシュレス時代の流れで、税金や公共料金を、クレジット決済で行なうことが可能な自治体がふえています。長崎県波佐見町では、町県民税、固定資産税、国民健康保険税、水道料金、軽自動車税、介護保険料がクレジット決済が可能となっております。

手数料との関係もありますが、納付金額によってポイントが高くなることもあります。ポイントをためていくことで、税金に対しても、その対象になることで少しは得した気分にな

ると聞きます。

利用者、住民サービスの向上との視点から、さまざまな納入方法を、これからの納税の拡充で、クレジット決済がその対象となることができるかを伺います。

以上は質問席で伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの徳弘議員の質問にお答えをいたします。

まず、子育て支援のこと、それから税金の支払いについてということでした。

子育て支援につきまして、先ほどの米山議員にも、同じようなことも御指摘いただきましたけど、子供たちに対する思いというのは、やっぱり未来への投資だという点では一致していると思っておりますし、今国が言う地方創生、特に、人口減少をどう受けとめるのか、自治体がこれから存続するのに何が一番大事なのかという視点については、本当に重要なことであると考えております。

現在、本町もプロジェクトチームで地方創生については取り組んでおります。どこの市町村も、これから取り組むべきことであると思っておりますが、本町についても、最重要課題の一つとして位置づけをしておるところでございます。

2点目の子育てにつきましては、子育てという面、教育という面、両方の面からの検討が非常に大事であると考えておりますし、これまで、保育園の民営化、そんなところで削減された経費を、これからの子育て支援に向けるとするのは、以前からの答弁でもさせていただいたとおりでございます。

また、次の病児・病後児保育について、現在、町内で正式に実施している園はございませんが、3つの私立、看護師、准看護師が配置されているという状況で、そういう状況について備えているちゅうのはあります。

ただし、現状として、こちらから実は打診もしたんですが、保育士、看護師の確保が非常に厳しいというのが現状であると聞いております。

公立の保育所につきましても、医者からの処方箋を持って、与薬表というのがあるんですが、薬を与える表、そういうものを持っている子供に関しての処置はできるようになっております。

繰り返しになりますが、正式にやっているところはございません、現在において。

これから、働く環境をどう整えるかというのは、非常に大事なことでありますし、その点、3つ目の質問でありました、保育料のこと、先日、都農町が保育料をただにしたという記事が載っております、これは全国的にも非常に珍しい形だと思っております。

負担を減らすという意味においては、非常に大事な視点であると思っておりますが、我々が今考えている視点は、当然、働く環境をサポートするためのそういう支援、もう一つは、子育て、育児という面からの視点から見て、全てをただにして、じゃ全て預ければいいかと、あとは任せましたという世界がいいかということに関しては、お互いがしっかり考え合って、応分の負担というのを、我々としては選択をしているところでございますし、今保育料の見直しに

については、今回の予算にも提案をさせてもらっておりますし、その保育料の低減を含めて、医療費を含めてトータルとして、若者が子育てしやすい町に、どうしたら川南町になれるかというのは、非常にこれからの課題でありますし、今取り組んでいるところでございます。

最後のクレジットカードの決済でございますが、ふるさと納税に関しては、ネットでの申し込み、ネット決済ということで、クレジット決済をさせていただいております。

税金に関しては、御承知かと思いますが、現金で窓口で払っていただく方法、それから口座落としの方法、もう一つがコンビニ等で納付するという、ちょうど今現状としては3分の1ぐらいの割合になっております。

今伸びてるのは、コンビニ等の納付が伸びておりますが、それぞれに負担額が違いますので、行政側から言わせていただくならば、一番お金がかからないというのは、直接来ていただく方法なんですけど、いろんな効率面を考えると、口座振替が、我々からすれば、一番推進したいなと思っております。

コンビニ、それから議員が御指摘のと通りのクレジット決済に関しては、今全国の市町村の中で、数字的には4%に値する70の市町村で実施されておりますし、九州で、長崎の波佐見町を含めて、九州では3市町が実施しております。

県は、47都道府県ありますが、その内の4割程度の21都府県で実施しております。宮崎県は、議員が言われたとおり、自動車税についての取り組みだと聞いております。

クレジット決済の利便性については十分承知しておりますし、これから伸びていく要素でありますので、我々も真剣に考えていこうと思っております。

現に、第6次の行政改革大綱で取り組む課題として上げておりますので、今後の課題だと思っております。

一番は、初期投資システムの導入、それからランニングコスト、これが、現在においては、非常にまだ、数千万という単位がきますので、なかなか一自治体としては厳しいのが現状であります。今後の課題だと思っております。

以上です。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時05分休憩

.....  
午前10時15分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（徳弘 美津子君） まず、1点目からですが、町長の考える子育て支援ということで、現在、チームで取り組んでいるとありますが、町長本人の一番考える川南町で子供を育てたいと思う環境はどんなことがあると思いますか。一番、川南に住んでみたいとも子供がいらっしゃる方がいれば、どういうところが一番住んでみたいと思う政策だと思います

か。

○町長(日高 昭彦君) そうですね、子供さんを育てるわけでありますから、当然子育てできる環境だと感じております。それは、働く場、住空間という意味も含めてであります。

○議員(徳弘 美津子君) 働く場の確保という考えでいいですか。

○町長(日高 昭彦君) それも含めて。

○議員(徳弘 美津子君) それも含めて、働く場も含めて、だからいろいろなさまざまな子育ての支援があると思うんですが、具体的に保護者へのアンケートとか意向調査などを行っていらっしゃるんでしょうか。保護者にとってのニーズが何なのかというものは認識していらっしゃいますでしょうか。保護者にとっての制度。

○町長(日高 昭彦君) 具体的なものを今持っておりませんが、基本的には、そういういろんな形で保護者に対する思いというのは、教育関係を含めて聞いておるつもりでありますし、働く環境と言いましたけど、それも含めてということであって、子育てをしながら生活するというのは、議員が言われました保育料であるとか医療費であるとかいろんな要素があると思います。そして、川南に住んでいただきたいというのをトータルで考えていくしかないなと思っております。

○議長(竹本 修君) 傍聴人に申し上げます。静粛にお願いします。そして、帽子等は控えていただきたいと思いますというふうに思います。

○議員(徳弘 美津子君) 一番、今現在、チームで取り組んでいるとことになりますので、やはり保護者へのアンケート、意向調査をまずやって、今回その地方創生のほうの創生もありますので、一度やはり保育所関係とか保育所に出してない保護者の意見とか、そういう意向調査を一度やってみるという考えとかは、そういう計画とかがあるんでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 意向調査については、当然これからやっていくところであります。今回、国が出した補正予算が、もう本当に出されてすぐ手を挙げてくださいということでしたので、それと別枠で進ませていただいておりますが、これから正式には当然そういう手続になります。

○議員(徳弘 美津子君) それでは、またお母さんたちの意見を聞けるような体制づくりをしていただけたらなと思っております。

2点目ですが、病後児保育についてですが、なかなか保育所で取り組むのが一番本来いいわけですが、例えば、病児は特に病院関係になりますのでハードルが高くなるのですが、病後児といって感染性のときに1週間くらい休まないといけないうきに、そりゃ1週間休めるお母さんたちはいいんですけども、例えば、どうしても1日、2日休めないという場合の預ける、最低限の誰でもかれでも出しているわけじゃないんです。どうしても1週間休まなきゃいけないときに、1日、2日どうしても預ける人がいないというときの受け皿として、そういう病後児保育施設があると本当にお母さんたちにとっては環境的には整ってくるんだと思うんです。

保育所が取り組むのが一番いいんですが、隔離施設の問題であるとか、例えば、保育士を利用者3人に対して1人の保育士という枠があるんです、看護師が1人という枠があって、最大何人までというような感じがあって、なかなか保育所の確保が小さい普通の保育所でも保育士の確保が難しいので、保育所が取り組むっていうのは本当に厳しいので、いつまでも保育所に投げかけていてはなかなかこの病後児保育っていうのは進まないと思うんです。

一番は、いろいろ文書を拝見させていただくと保育所がしなければならないということはないみたいで、さまざまな規定をクリアすれば、例えば、私が先ほど言った宮崎市なんかは、あれは1軒家を改装してやっているんです。経営はもちろん保育所がやっているんですが、保育所と離れたところでやっているんですが、例えば、そういう1軒家なり、施設を借り受けるなりして行政がそのハード面を整えていただいて、そしてその運営に関しては、例えば、看護師と保育士は必ず1人というのがあるって、これは常駐しなくてもいいって聞いているんですが、例えば保育士の経験者であるとか看護師の経験者であるとか、そういう登録制度をすることによって、いつでも病気のときにはここにありますよという施設を考えていくということはいかがでしょうか。

**○町長（日高 昭彦君）** 議員の言われるように、お母さん方、お父さんも含めてですが、働く親にとって非常に切実な思いがあるというのは重々聞いております。

国が言うハードルも今言われたように保育士は子供10人に1人だとか、看護師さんが子供3人に1人とか、すいません、正確には違うかもしれませんが、そういうハードルがあります。それを1つの施設でクリアするのは確かに厳しいかもしれませんが、それは単独じゃなく、広域な連携をとるとか、例えば、病院にお願いするとか、いろんな形は可能であります。

今言われたように、行政ができることを一緒にアシストしながら考えながら、いかにその条件をクリアできるかというのを取り組む必要があると思っております。

**○議員（徳弘 美津子君）** そうですね。私も、例えば、川南だけでその施設ができて、年間の病気で休んだ人数が把握できてるかどうかわかりませんが、なかなか現実的に経営的には難しいのかなと思っているんです。

実際、病後児対応の場合は基本額が1カ所あたり年額200万円という数字が出ております。そして、あとは加算額として利用者数、利用児童数によって区分されておまして、10人から50人のときに40万、200人から400人のときに300万、大体1人1万円弱っていう形で加算はされるんですが、やはり広域っていうことで、本当にどこも誰でも受け入れる、保育所が小さいながらもやっているところは新富にも1カ所あるみたいですが、広域として児湯郡として取り組んでいく、その旗揚げとして川南がそれを手を挙げてもいいのではないかなと思っているんです。

例えば、先ほどから言いますように、病院が一番いいんです。病院とかだと一番安心してするんですが、そういう働きかけも随時やっていただきながら、病児、病後児っていう形の中でやっていただきたい。

私は可能であれば中高年の保育士の経験者の方とか、やっぱり何かそれこそさっきの米山議員ではないけども、生きがいであるとか、そういう意味の中でこういう施設をすることで自分が登録をして登録制としてサポート、子育て支援サポート的な形で取り組んで、基本的にハード面がなかなか厳しいので、そこあたりがやっぱり町がそんなに大した費用ではないと思うんです。改装なりなるとは思いますが、そういうのをぜひしていただきながら、例えばNPO法人のときの補助であるとか、誰か個人が手を入れたときの補助であるとかというものを町がやっぱり考えることができればと思っているんですが。先ほども言いましたように来期の選挙があるので、答えはできないんでしょうけども、そういうことの可能性っていうものは考えられるでしょうか。

○町長(日高 昭彦君) 先ほど申し上げましたけど、今検討している中で、例えば、本町においては保育所のOG、そういう方々がたくさんいらっしゃいますので、そういった方々に含めての意向調査、登録制とかいろんな可能性は現在もプランの中には入っております。実際は動いておりません。

○議員(徳弘 美津子君) それは病後児保育としてですか。

○町長(日高 昭彦君) 今の御質問に関しては、病後児保育ということですが、いろんな可能性を含めてということであります。資格が必要であるというハードルがある以上、若い人たちに今から資格をとっていただくというのもなかなか大変でありますので、現に資格を持っておられる方、いろんな活用というか有効にそういう方々にも登場していく場面というのはこれからたくさんあるんじゃないかなと想像しております。

○議員(徳弘 美津子君) そのように少しずつでも考えていただいて、基本的に今の若者世代は本当、二馬力で働かないとなかなか厳しい、それで契約社員の中で本当に子供が病気で1週間休んだ日には大変な事態になるというのもあつたりするので、ぜひ行政は本気でこの病児、病後児保育を考えていただいて、広域的なサポートとして児湯郡全体で受け入れるぐらいの範囲の中でぜひ考えていってほしいなと思っております。

それから、保育料のことですが、実際今回の予算で保育料の見直しの中で多少下がるんじゃないかという中であるので、なかなかこの部分と兼ねてむずかしいのですが、例えば、私が言う小学校3年までを第一子と見たときに、現在の保育所の保育児童の数字で第二子が半額という試算はできないですか。

○町長(日高 昭彦君) 試算のほうはやっておりますが、細かい数字は私は持ち合わせておりませんので、担当課長に説明させますが、今回、議案のほうで提出させていただいてまず保育料の見直しというのが国の定める額の半分ということで川南町としては考えております。補足を担当課長にさせます。

○福祉課長(篠原 浩君) 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

幼稚園と同じく、保育園のほうも第一子の対象を小学校3年まで引き上げた場合におきます試算としましては、年間で約1100万ほどの町負担が増加するものと試算しております。

以上です。

**○議員（徳弘 美津子君）** わかりました。今回の予算は出ているので、例えば今回国の規定の半額にしたというのが幾らというのが次の議案質疑の中になります。基本的にこの考え方を、もちろんいいんでしょうけど、この私の考え方は、やはりもう一人産みたい、ずっと今回この国が打ち上げている2.2人っていうことは1.45からふやしてもう一人どうやって産めるかというのは、もちろん子供を育てるのでそれだけの世界ではありませんので、もちろん進学とか高校、大学までの予算とかいろいろ考えてはいくんですが、もう一人どのタイミングで産もうかというときに、この制度を利用することによって「じゃあ、ここでちょっと1年生に今度上がるけども、例えば今の子は5歳だけども、上がるけどもそこになるとちょっと軽減されれば頑張ってみようかな」ということにもなるのではないかなと思ってますので、そこあたりが可能かっていうか、なかなか難しいでしょうけども、1つに考えていてほしいなと思って、今回、予算のほうがありますので余り深く質問するとなかなか難しいのでしようが……いいです。

だから、実際、都農町が全額を本当にゼロ、保育料無料ということをやったって、遅れをとっていると思うんです。これは過疎債で使って7割補助を受けるということで都農町ならではの政策ですので、長期的に続くやり方として、こういう形もいいのではないかなと思っております。

1つですが、綾町とか木城町が子育て世帯が多いって噂があるんです、聞くんです。綾町そうなのか。具体的な取り組みとして、何がどうあるかというのを認識されていますでしょうか。

**○町長（日高 昭彦君）** 今、綾町、木城町のことに関しての質問ですが、私の知る限り、定住促進に関する手当、住宅手当であるとかそういうことが非常に大きく作用していると聞いておりますし、現にうちのチームでもそういう分析もしております。今回、地方創生の中で、来年度地方版の総合戦略の中でその点についても取り組む予定にしております。

**○議員（徳弘 美津子君）** 各今回の地方創生の中では、本当に若者世代にどうやって魅力あるまちづくりをしていくのかっていうのがみんな躍起になっているのがよくわかるし、川南もおくれをとることなく、やっていただきたい。

川南の場合は、はっきり申しまして環境の問題とかも言われます。若者がうちの子が、ちょっと川南はという部分もありますので、ほかの町より下手をするとハードルが高いのかもしれない。住みたいというまちづくりでは。だから、そこあたりも考えながら、今、川南にいらっしゃる若い世帯がもう1人産みたいという、その政策、定住も大事ですよ、今、もう1人産みたいということが一番重要ではないかと思っておりますので、私の先ほどの病後児とか第一子のもそうですけど、ぜひ考えていただいて出生率がほかよりはるかに多いねという川南になってほしいなと思っておりますので、質問はこれでいいです。

あとは、税や納付、クレジット決済についてですが、なかなかそのコスト面がいろいろ

というのが、実際にこの税のクレジットしている長崎県はそれだけのコストをかけてやっ  
てい  
らっしゃるんですか。今、町長が何千万という世界と言われましたけど。

○町長（日高 昭彦君） 私の知る範囲で、例えば三重県玉城町ですとか、川南町と同レベ  
ルの市町村に関しての初期投入を聞いたところでございます。

現在、1,700以上の市町村の中で70しかやれていないというのは、基本的にはほぼ市だけ  
でござ  
います。それは、やはりこれから伸びるであろうと予測はわかりますが、現時点にお  
いての初期投資の問題だと思っています。九州で3つしかできていないというのが現状だ  
と思っ  
ています。

○議員（徳弘 美津子君） その初期投資のところは、例えば、ふるさと納税の場合はま  
た違  
うシステムとかそういうのを使っているからできたっていうことでしょうが、実際そう  
いうニ  
ーズもあることも踏まえながら、実際納税方法としては多岐にわたるっていう時代も  
きて  
いますので、ぜひ、コストの面で言われただけに、確かに私らもその費用対効果を言っ  
て  
いる身の中では何千万ってかかれば、それは考慮しなきゃいけない部分もあるかと思  
いま  
す。

こういうことも町民の中で考えていらっしゃるということもあるので、私もきちんと答え  
ない  
といけませんので、実際それが本当であれば、私の中できちんと初期投資の世界ではな  
かな  
か厳しいと私も言えますので、今回の質問としては、私はそれが確認ができたというこ  
と  
でいいかと思っています。

最後になります、ぜひ、今度の国の創生を生かして、川南に人が住みたいまちづくりを  
し  
ていただきたいと思います。質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（竹本 修君） 次に、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） 通告書に従い、地域おこし協力隊並びに自治公民館制度移行の現  
況  
に関する2点について伺いますので、よろしくお願いいたします。

まず、地域おこし協力隊についてお尋ねいたします。

このことにつきましては、これまで御承知のとおり、平成24年9月、同じく12月、そして  
昨  
年3月の3回にわたり一般質問で取り上げてまいりました。つまり、本日は4回目となる  
わ  
けですが、なにゆえ、私がここまで執拗に取り上げるかと申しますと、今さらながらで  
は  
ありませんが、まさに時流に的を得た魅力的な国の支援事業であると理解しているからで  
ご  
ざいます。

改めて申し上げるまでもありませんが、制度の概要に触れてみますと、都市地域から過疎  
地  
域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移したものを地方自治体が地域お  
こ  
し協力隊員として委嘱、隊員は一定期間地域に居住して地域ブランドや地場製品の開発、販  
売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動  
を  
行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みとなっております。

そして、報償費等を含んだ隊員の活動に要する経費を隊員1人当たり上限400万円、さら

に隊員の募集などに要する経費を1団体当たり上限200万円として国が支援するものであります。

また、取り組み自治体についても平成21年度に1県30市町村の31自治体で隊員が89名だったものが、4年後の平成25年度にはなんと10倍以上の4府県314市町村の318自治体に978名の隊員が活躍する結果となっております。

地方創生に力を傾注するとした安倍総理大臣の意気込みによりますと、平成28年度までの3年間で隊員数を3倍の約3,000名にしたいと目標を掲げています。

近年、都市部の若者は地方への志向が強いと聞いております。また、平成25年6月末の時点で、任期終了後に約6割の隊員が同じ地域に定住しているとのデータもあるようです。

導入により、地域はもとより、隊員もそして自治体もこの3者がそれぞれに効果を得ることができる取り組みといえるでしょう。県内においても小林市初め、えびの市、高原町、西米良村、高千穂町が平成25年度までに導入しておりますし、最近では日向市や新富町でも導入されております。

国が掲げる、まち・ひと・しごと創生、長期ビジョンと総合戦略、あるいは川南町版人口ビジョンと総合戦略に対峙しなければならない今、何かしら対策を打つことが重要であります。

町長は、私たちのこれまでの質問に対して、必要性は認識している旨、答弁されています。そこで、この地域おこし協力隊の導入についてどのようにお考えなのかを改めてお伺いいたします。

なお、当然のことながら質問通告書の提出後に今定例会の議案書をいただいておりますので、通告書どおりに質問することを念のため申し添えておきます。

次に、自治公民館制度移行の現況についてお尋ねいたします。

昨年4月1日、50年以上続けてきた24区分館制度から6つの小学校区に区分けした自治公民館制度に移行してから、間もなく1年を迎えます。それまでの数々の問題点を解決すべく、鳴り物入りでの改革となったわけであります。例えば、住民サービスの向上を図る、地域に密着した行政の推進を行う、公平で公正な行政が行きわたるまちづくりを行うなど、幾つかの改革のポイントを持ってスタートいたしました。いろいろな意見がある中で、産みの苦しみを覚悟しての制度改革ですから、町当局はもちろんです。現場を任じられた公民館長初め、役員の方々の御苦勞は察するに余りあるものと存じます。改めて、敬意を表する次第であります。

ようやく一シーズンを経過するに当たり、まもなく、それぞれの公民館で区切りの総会が計画されております。役場所管課には各公民館長から逐次報告もなされているでしょうから、状況は十分把握されていることと思います。

そこで、この1年間で得た効果や課題など現況はいかがなものかをお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの川上議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、こちらのほうから御礼を申し上げたいと思いますが、議員みずから言われましたように、今回で4回目の地域おこしについての御質問でございます。今まで3回は御指摘のとおり、受け入れるにはまだ時期が尚早である、もっといえば受け入れる前に町のビジョン、プランをしっかりとさせてから受け入れをさせていただきたいということを答弁させていただきました。これは御指摘があったとおり、自治公民館制度ということを導入、目指しておりましたので、その中で今回議案の中で、補正の中で提出をさせていただきます就労支援雇用創出事業という取り組みの中で、今回地域おこし協力隊が取り込めるというつもりで提案しておりますので、ようやく川上議員の今までの、私はエールを送っていただいたとっておりますので、そのエールに応えるべく時期が来たと思っておりますので、全力で職員一同やっけていくつもりであります。

そういう体制が取れる可能性ができたという答弁にさせていただいております。

それから、自治公民館制度、1年を経とうとしておりますが、きょうも公民館長来ていただいております。本当にいろんな形で産みの苦しみを体験しながら、手探りでやっていたことに関しまして、改めてこの場で御礼を申し上げたいと思っております。

まず、どんな点がよかったかということでございますが、当然、長所、短所というのは表と裏があるかと思いますが、まず一番よかった点は、新しい動きができ始めたということだと思っております。それは、女性部の動きである、今まで分館としての枠組みから学校ごと、少しエリアを広げたということでスケールの利点も活用でき始めました。

そして、一番の問題でありました振興班の未加入の問題、それがカウントする方法も多少変えさせていただきました。前言いましたように、1軒の家族で世帯を分けているということをも1つの世帯とみなすということも含めて、ただし個人情報を含んでおりますので、これは類推という形の数字にはなりますが、ここ数年ずっと振興班加入率は下がってきておりましたが、今回そういう点を踏まえて通山の新しく振興班をつくっていただいた加入促進を強烈にさせていただいた点、それと多少の見直し、こちらの解釈の仕方を変えた点で64%の加入率が71%、この時期に7ポイント、まだ3月は終わっておりませんが、これは私にとっては驚異的な数字である、これからも本当に公民館長初め、地域の皆さんとともにやっていきたいという強い思いをしているところでございます。

では、反面デメリットはないのかということでございますが、これは物事の表裏一体でございますので、やはり今まで旧区として取り組んでいろんな連絡体系が取りづらくなった、つながりがうすくなったんじゃないかという指摘も受けております。押しなべて私の考えが入っておりますが、これは地域間による格差が非常に大きいものと感じております。ある地区はそれをよしとして、これから進もうということもありますし、今までのところ比べると物足りないといわれるのも事実でございます。でもその地域間の差というのは、もう1つはやはり活動に対する活動費にも要望として出てきていると思っております。今後当然何もかんもう

まくいくとは思っておりませんでした。今までの旧来の仕組み24分館制度をそのまま維持していて、現在と想像すると私はもっと苦しい状態にあったのではないかなと思っております。しつこい言い方になりますが、新しい体制になって、今また新しいエネルギーが生まれて新しい道が探せてきていると思っております。

以上です。

○議員(川上 昇君) まず、地域おこし協力隊から改めて質問させていただきたいというふうに思うわけですが、先ほど冒頭で申し上げましたけども、今回の議案の第3号に川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬云々という議案なんです。その中に地域おこし協力隊ということで、嘱託員というふうな扱いで記してありました。この質問がいわゆる事前審査になる、支障があるということであると具合が悪いなと思いがらなことなんです。概要、概略、考え方、この辺のことであれば問題ないだろうということ通告書どおり質問させていただきます。

冒頭申し上げましたけども、県内あるいはもちろん全国もそうなんです。それぞれの自治体がこういった制度を導入して、地域の活性化一役を担っているというんでしょうか、大いに活躍を期待しているわけですが、当然ながら川南町ももちろんそのようにできればいいかなというふうなこともありまして、先ほどから、きょうは4回目だというふうなことを申し上げております。来年度からこれに取り組んでいきたい、そういう体制づくりができたという御答弁をいただきましたので、まずは取り上げたことに対する敬意を表したいというふうに思います。

ただ、これで終わりではなくて今からがスタートなものですからその取り組み方次第では、非常に先行きがどうなるかという心配があるわけですけども、隊員に対する募集もあるでしょうし、さまざまな流れが今から出てくるでしょうが、大まかな、支障のない範囲でしか答弁できないでしょうけども、おおむねどういった考えで取り組むことにした、そして今後どのような考えで取り組んでいきたいというようなことについて、お考えがあればお聞かせをお願いします。

○町長(日高 昭彦君) 今回の補正予算に関してでございますが、国からいただいた予算の時点で、大まかにまず手を挙げてくださいというふうな趣旨でございましたので、この地域おこし協力隊員についてはこういう体制整備ができた、私の予想では、これからそれを検討して秋からの半年で募集をかけられるんじゃないかな、そういうふうになると今の時点では考えております。

○議員(川上 昇君) 具体的にはなかなか答えづらい部分も当然あるんじゃないかというふうには思います。

私が申すまでのことありませんけども、最近の新聞、私どもの場合は宮崎日日新聞と日本農業新聞をとっておりますけども、最近やたらといい意味でこの地域おこし協力隊の記事が載っております。

それから、川南町でもやられておりますSNSのフェイスブックでも非常に、私が見ているのはえびのと新富、それから日向のやつをときどき見るんですが、隊員の方々が交代に投稿されているいろんなイベントですとか、いろんな作業、仕事の取り組みの紹介なんかもしております。隊員本人たちも非常にやる気を持って、当然こちらのほうに来られたわけでしょうから、いい環境を提供できるということが一番の人の育て方、そして導入した意味合い、メリットが出てくるというふうに思うところです。

今後、先ほどのお話では、下半期をめどとしてというようなことなんですが、ぜひ取り組むというような答弁をいただきまして、そのような計画もされているようですから、私もなかなか質問のほうもしづらいんですけども、ぜひせっかく若者が都会から宮崎県川南町に来ることになるわけですから、隊員に対して誠意を持って育てて川南の発展、あるいは活性化に応えられるようにぜひ町のほうもいいシナリオをつくっていただきたいなというふうに思うところです。

当然ながら、地域でもそういった話になればそういったことを待ち受けているということになるかと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいなということで、この地域おこし協力隊につきましてはこれ以上の質問もどこか私本人とうまい具合に、議案上がっておりますんで質問しづらい部分がありますんで、しかも骨格予算ということもありまして具体的な記述もありませんから議案書に、ここでこの関係については終わりたいというふうに思います。

それから、続きまして、自治公民館制度移行の現況についてということで、先ほどメリットもあった、デメリットもあったという話も伺いましたが、私もこの質問を掲げてから6つある公民館のうちの具体的に言いますと3つの公民館、3名の公民館長さんにお話を若干伺ったところです。

それぞれの公民館長さん、非常に懸命に取り組まれて、また担当の町の職員さんも非常にこまめに動いてもらってますというような話もいただいております。館長さんを初め、当然、町の担当課のほう、職員さん方も一生懸命やられているなというふうに思っております。

ただ、気になりましたのが、当然、町としてはそれぞれの公民館の独自性というか、それぞれの思いを尊重するという部分が当然あるというのはわかっております。しかしながら、手法に若干ながら差があるといったら語弊がありますが、足並みが若干そろってない部分があるかなというのを感じておりますが、私がここで改めてお聞きしたいのは、1年前にさかのぼってこのように進みたいんだがという町のシナリオが当然あったはずですが、それに基づいたマニュアル書というんですか、手引き書というのか、具体的にはこのようにやったらいかがかというものはあったんでしょうか、お尋ねします。

**○まちづくり課長(永友 尚登君)** 町としてのプログラムというかそういった部分については、提案する以前に全協なりそういったところでもそういったプログラムと申しますか構想はお示しをしたところでありまして。

ただ、議員おっしゃるとおり、やはり半世紀ぶりの改革については浸透している部分と浸透していない部分、これは確かにあります。それはなぜかといいますと、やはり半世紀も続いた制度でありますので、もう体に染みついておりますので、なかなかこれ時間がかかると思っております。これも当初から申し上げたとおりであります。それと再度申し上げますが、第一段階としてまずは余り波風の立たないというか、まずは振興班をそのまま残した形で自治公民館制度に移行するという形を提案させていただきました。そして、その後いずれこの少子高齢化時代になっていきますので、最終的には次の段階に行き道とか川という、そういった1つの区切りでできていけばというのが最終的な目標で、やはりそこには段階を踏んでさらに時間をかけないといけない部分が当然ありますので、一気にやれる改革とできない部分、当然ありますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

以上です。

**○議員（川上 昇君）** 今、まちづくり課長が言われたことは十分に理解できるわけですが、スタート時、具体的なマニュアル書とかそういった手順書らしきものはつくっていなかったということなわけで、それぞれの公民館長さんがそれぞれに解釈されてスタートを切ったことだろうというふうに思っております。

それと、この制度改革への理由の大きな1つがいわゆる振興班、自治会っていうんでしょうか、振興班未加入世帯の解消と100%解消は無理にしてもその辺の解消をしたい、先ほどのお話では64%から71%に上がって、7%のアップだからこれは大きい数字だという話だったんですが、当然もちろんそうかなとも思います。

ただ、この取り組み方も公民館それぞれの特徴がありまして、どこの公民館が何件とか幾つの振興班をとかいう具体的な話はここではそぐわないでしょうからしませんが、公民館によって多少やり方が違う、手法も違う、結果も違うというふうに出ているんですが、この辺については先ほどちょっと私が申し上げた町の職員がまめに動いてくださるという話なんですけども職員に対してその辺のやり方、公民館長に対するバックアップ、この辺の指示ですとかそれこそ何かしらのマニュアルっていうのか、そういったのはあるんでしょうか、お聞きします。

**○まちづくり課長（永友 尚登君）** 先ほど自治公民館長さんにお示しする部分といいますか、正確な話としましては、川南町の地域づくり創造プランということで、これを何回もお示しをさせていただいたところですし、住民説明会の中でも住民の方々に配布させていただきましたし、その織り込みのところはかなりやったつもりであります。

それと今、議員が申されたように職員に対しての指示ということなんですが、これはもう当初から未加入問題っていうのは、昭和63年に末端行政対策審議会設置して以来、これは町としての大きな課題であったわけなんですけど、ただそこに余り傾注する余りに本質を見失ってきたといいますか、やはりそこには住民の福祉の増進ということでやはり抜本的な改革が必要だったわけでありまして、そういった中で職員に対してどういった指示がと申し上げます

すが、特に通山地区ここが、顕著に振興班が結成され、また加入しております。これはもう本当に明らかに通山の自治公民館長さんのお働きというか、1つの目標を掲げられておまして、年度内に10の振興班と100の世帯を入れるんだ、こういう目標を持って私はやっているんだ、時間が惜しい、そういう気持ちをおっしゃっていただいて毎年こういった目標を掲げて私はやりたいということで、今回の3月補正でも予算で計上させていただいておりますが、その分が若干ふくらんでおまして本当に通山地区っていうのはある意味、振興班あってしかるべきだったところなのに、そこが結成されていなかったという部分で今、相当動いていただいております。そういったところに職員が随行して、一緒に説得なり、お話を聞きに行ったりはしております。ですから、地域差があるというのは事実であります。ですから、特に再度申し上げますが、通山地区については、そういった加入率が低かったということで数字が上がったんじゃないかなと思っております。

以上です。

**○議員(川上 昇君)** 具体的にどこの公民館とお話がありましたから私も言いますが、実は通山の公民館の館長さんともお話をさせていただきました。10年戦争だとおっしゃってました。10年ぐらいかかるんだ、この制度がうまく具合に運営していくためには10年ぐらいかかるだろうというようなお話でもありました。

10振興班の100世帯、この話もされていましたが、そうやって目標を具体的に持たれて進めていらっしゃる公民館もあれば、そうではない公民館もあるということで、その辺のバランスはどうなのかなというのをちょっと私も心配してのことで申し上げた次第なんです。そこは誤解をされないようお願いしたいというふうに思うんですが、つまりは、今の時点ではやはり6つの公民館といえど、町のほうが末端行政として捉えて、町のほうは利用しているのはやはり振興班だということになるかと思えます。それぞれの館長さんもやはり振興班を拠点というんですか、1つのポイントとして捉えていらっしゃるわけで、振興班がないとどうしようもないんじゃないかなというような印象さえありました。そういったことで、振興班があくまでも大事なこと、もちろん町は当初から振興班に対してどうだらこうだらするという考えが一切ないとおっしゃってましたからそのことはいいんですけども、あくまでも改めて振興班というのは大事なものだということ、1つでも多く加入者をふやしてつくっていかなくちゃいけないというのを再認識したところであります。ですから、余計に何度も申し上げますが、町全体でそういった雰囲気や勧誘なり加入推進ができればいいかなというふうに思うもんだから先ほどの質問をさせていただきました。

また一方で、これも当初から我々説明聞いておりましたけども、当然これは町民健康課ということになるかと思うんですが、振興班(自治会)に加入しましょうって書いてある、タイトルのついてる、いわゆる振興班に入りましょうということを促す書類、これずうっと4月からやりますという話だったんですが、今の状況はどうなんでしょうか、お伺いします。

**○町民健康課長(三角 博志君)** ただいまの御質問にお答えいたします。

現在窓口のほうでは、加入促進のほうは行っております。具体的には、来られた方々に対する案内等を中心に行っております。

以上です。

○議員(川上 昇君) 当然のことながら、新規に来られた方は、その時点で振興班の加入を推進するということで、ぜひ継続してお願いしたいなど。公民館のほうには、先ほどから話しております公民館長初め、役員の方々、あるいは現振興班長ですとか、所の職員とかということで、みんなで取り組んでいくということが大事かなというふうに思うところであります。

この加入促進といいますか、加入推進に回られて思われることが実はあるそうなんです、振興班に入って、要するに何のメリットがあるのと。別に入ってなくても何の支障もない、何も困らないというような当然住民もいらっしゃると。当然じゃなくて、そういった住民もいらっしゃるといようなことでした。

そしてさらに、かつて振興班に入ってたんだけども、いろいろあって、さまざま問題があって、もう抜けたというようなことですね。こういった人たちを改めてまた同じ振興班に誘うっていうのは、ほぼ困難に近いというふうに思うんですが、その振興班の加入の仕方なんですけど、この辺は具体的に町のほうでも何かいい方法、つまりは振興班に入らないと、こういった特典がありませんよというような呼びかけ、非常に難しいかなと思います。

こういった損をするって言ったら非常に語弊がありますから、そういった表現できませんが、このような特典がありますというようなことと、もう一つ、例えば振興班加入強化月間っていうんですかね。振興班加入の推進月間っていうんでしょうか。町全体で、こういったキャンペーンの取り組み、こういったのはされてはいかがなというふうに思うんですが、これに関してはいかがでしょうか、お伺いします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの御指摘でございますが、本当に根本的な大事な問題です。大事な問題だと捉えております。何のメリットがあるのか、別に入らんでも困らんがと言われてたときに、これはまだ具体的に検討をしておりませんので、私の私案として受け取ってもらえれば、今後の話というふうに受け取ってもらいたいと思いますが、一つはごみの問題だと思っております。

ごみを出す場合に、そういう組織でないともう出せないという、これは鹿児島島の例ですけど、何か本来であるところ、いいことのほうから入りたい部分もありますが、もう一つは、今これをしないとだめですよという言い方で、少しは規制のほうもあっていいなと思っておりますので、ごみについての取り組みは班に入っていないと、そういう何か持ってないとだめですよという方向性は、これから検討していけると思っております。

また、推進月間についても、大枠としては8月ということで取り決めをさせていただきましたし、まちづくり課長が説明しましたが、失礼な言い方を含めて言いますが、1年目はとりあえず移行してくださいと。まずやろうということで、あえて細かいことも、そこまでは

指示をしていなかったのが事実でございますので、これからが本当にまた具体的に出てくると思っております。

○議員（川上 昇君） 1年経過するということでの区切りの状況を伺いたいということでも質問をするわけですが、もちろん私も個人的には、1年間でスムーズに流れるように体制ができるはずがないというふうに思っておりますので、ある公民館長がおっしゃった、10年ぐらいかかるんじゃないかというようなことも、ある意味、的を得てるのかなというふうにも思います。

ただ、もう一度、船ではありませんが、一度出港した船ってというのはバックできませんからね。もう町民全員が前を向いて行くしかないかなというふうに思いますので、ぜひ館長さん方も一生懸命やられておりますので、町のほうも、何ていうんでしょうかね、それに応援は当然ですが、受け答えができるようなバックアップをぜひお願いしたいなというふうに思うところです。

実は、公民館長が事前に、この制度に移行する前に、我々も説明は受けておりますけども、公民館長の実は報酬なんですけど、確かに管轄の世帯数ってというのは、多いところは1,800ぐらいありますかね。少ないところが、500か600ぐらいだったと思うんですがね。件数は確かにそれぞれが違います。

ところが、御苦労される、何ていうんでしょうかね、労働の負荷っていうか、精神的な負担っていうか、それは件数の話じゃないのかなというふうにも思います。それぞれの地域性があって、それぞれやっぱりいろんな問題なり、課題なりがあるんじゃないかというふうに思うんですが、ぜひ皆さん、同じような苦労をされるんじゃないかというふうに思いますので、公民館長の報酬についても、一旦は私も承知はしたとこだったんですが、議決ですね。

ただ、この辺については、やっぱりその辺も含んで、改めて検討されるといいかなということをお願いしたいなというふうに思います。

特に、公民館長もずうっと今の方々が、5年、10年されるわけじゃないでしょうから、当然何年かで、具体的にわかりませんが、いろんな方と交代して行って、公民館を守っていくということになるわけですから、しかも常勤ですからね。月曜から金曜まで、時間の縛りもあります。そこはやはり、町の嘱託員、嘱託員という捉え方でよかったかな、自治公民館長としての立場っていいですか、位置があるわけですから、報酬もある意味同額でないとやっぱりおかしいんじゃないかという部分も感じますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと。よろしくお願ひしたいといいますが、そのように検討をお願いしたいなというふうに思うところです。

ただ、こちらのほうも、今回議案の第3号に上がっておりますので、これ以上はなかなか質問がしづらい部分があります。

最後に、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、町の職員さんが非常に小まめに動いてくださるというような話を伺いました、それぞれの館長さんから。このことはぜひ担当の

職員さんにもお褒めの言葉をいただいて、さらに充実した公民館活動ができるように激励をしてあげていただいて、充実することを期待しながら、私の質問を終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時10分休憩

.....  
午前11時20分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて質問いたします。3点について質問します。

第1点は、子供の医療費助成についてです。子供が病気をしてもお金の心配なく医療を受けられるようにしてほしい。親の切実な願いです。子供の医療費助成制度が全自治体に広がっています。国の公的医療保険制度の窓口負担は、子供の場合就学前で2割、それ以上は3割、子供の医療費助成制度は、この負担を軽くするために自治体が補助するものです。川南町では、通院、入院とも対象は就学前までです。しかし、今回、3月補正予算で高校卒業までの補正予算の提案がありましたので、一般質問では助成制度として確立すること。宮崎県内でも市町村独自の努力が広がっています。通院、入院とも、少なくとも中学校卒業までの助成、中には高校卒業まで窓口負担が無料のところもあります。子供の医療費の助成制度の拡充は、子供を育てる上での安心の仕組みとして非常に有用です。子育て支援充実は、町民の切実な願いで、病院に行ったときには手おくれなど、悲惨な実態もよく聞く。子育て世代に安心を与える制度として確立するよう提案いたします。

第2点は、町営住宅の整備についてです。本町の町営住宅は、昭和40年以降建設が進められ、平成26年現在503戸を有しています。出水住宅を初め、昭和40年代に建設された団地も多く、平成17年、本町は空き家政策を実施し、出水、昭和、さくらが丘、中央、南中須の一部、5団地に対する新規入居を停止しました。この間、住宅建設は、ひばりが丘団地の町単独の1戸建て19戸を最後に新規建設はされていません。空き家政策は、その後、新茶屋、塩付西にも拡大し、7団地162戸に上り、今日に至っています。

お聞きしたい第1点は、空き家政策による住宅の減少により、新たな入居希望にどう応えてきたのかです。担当課の資料を見ますと、この間、毎年30人前後の待機者を数えます。27年度建設予定の新団地への誘導だけで解決する考えでしょうか。

第2点は、平成18年以降、7団地に及ぶ空き家対策によって、修繕等の希望にどう応え、空き家にするためにどんな指導をしてきたのかです。

第3点は、空き家政策は老朽化する団地生活から新しい生活環境に入居者を誘導する政策です。そのためには、町営住宅の建てかえや新設は必至のはずです。空き家政策から8年目

にしてようやく1カ所改築の計画になりましたが、次の計画はどうなっているのでしょうか、以上、お聞きします。

第3点は、TPP交渉と町民生活への影響についてです。

御承知のとおり、TPPは太平洋を囲む国との間で経済連携を強めようという協定です。世界の国々は輸入品に関税をかけることで国内産業との関係を調整しています。TPPの最大の特徴は、この関税を、農産物を含め、全面的に撤廃することを原則にしています。さらに、金融や保険、公共事業、医療保険制度など、国民生活や社会を守る制度を非関税障壁だとして、その撤廃緩和を目指します。TPP参加で関税がゼロになれば、農産物輸出大国であるアメリカやオーストラリアから米や乳製品が大量に流れ込み、国内農業は致命的な打撃を受けます。農林水産業が衰退すれば、食品加工、流通、販売など、関連産業は深刻な影響を受け、350万人が職を失うと言われ、地域経済や農山村の生活環境が壊されると懸念されます。TPP交渉に対し、町長はどう認識されているのか、まずお聞きします。

次に、交渉の現状と町民の不安や撤退の要望です。年明けとともに、日本政府は、米は重要品目として強く主張しているとか、国会決議と整合性がとれるぎりぎりの線でまとめたいたいと言っています。こうした言明の裏で、米も牛肉も乳製品も大幅に譲歩する提案を行っているとマスコミは報道しています。ミニマムアクセス米も77万トンとは別に、アメリカ産米20万トンもふやす。そのほか、畜産物の輸入枠の拡大など、情報が漏れています。

第3に、それが事実なら国会決議を真っ向から踏みにじるものです。国会決議にどう示していますか。この決議に照らし、川南町の意味表明を強く行うべきではないでしょうか。

以上、お聞きします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの内藤議員の質問にお答えをいたします。

まず、子供の医療費助成についてでございますが、徳弘議員とかほか、子育てについて、子育てできる町、安心の仕組みを、これから川南町にとって大事であるという視点からも、医療費についても同様に考えておりますし、議員の指摘にもありましたけど、今回の議案の中にも提出をさせていただいておりますが、医療費助成については高校卒業までの手当をすると。あと、細かなことについては、またそれぞれで申し述べる段階があると思いますが、これについても、本当に町としても大事な問題でありますので、今後ともしっかり取り組んでいくという構えでおります。

2つ目の町営住宅についてでございますが、現在、503戸の住宅がございますが、73戸はもう先ほど言われましたように、空き家政策ということで入居停止をしております。430戸の世帯が入居されております。現在、その待機者が、数は幾ついるかということですが、40世帯お待ちになっておられますが、そのうちの30世帯はすぐすぐじゃなくてもいいよということで、残り13世帯が待っておられる状況ですが、そのうちの12世帯は、新しい住宅が空いたら教えてよと。ですから、そんなに困ってないということで、現状としては1名の方が待っておられるという現状でございます。

空き家政策を含めて、町としてどう考えるかということでございますが、当然これは短期間でできることではございませんので、長期的な見通しの中で町も取り組んできております。御指摘があったように、今、ひばりが丘第2住宅ですか、そこの建設、そういうことで進んでおりますし、その後については、当然、住民の皆様、そしてこれからの町の方向性を見据えた上で取り組みたいと考えております。

現状の報告にはなりますが、県内において、こういう公営住宅の比率というのは、川南町は県内においては非常に高いレベルにあるということですので、これを今すぐふやすという考えではなく、この後の展開をどうするか、老朽化する建物がまたありますので、それも含めて、これからの検討課題になっていくと思っております。

また、3つ目のTPPについての問題でございますが、これもTPPもいろんな面を持っております。特に、本町については、農業が主体の町でありますので、農産物についての、農業についての影響はよく取り沙汰されますが、議員が言われるとおり、このTPP自体は24の部会がありまして、農業についてはその中の1つであると。これは非常に高度な多国間の貿易自由化についての試みでございます。いろんな面がありますが、されど、川南町は、じゃ、どの影響があるのかということですので、当然、一番大きいのは農林水産業でございます。町長はどう考えるかということでございますが、これは町村長会、市長会も含めて、国会決議も含めて、どうやって国益を守るのかと。国のために何ができるのかということは何度も決議をさせていただいておりますので、当然それに沿ったこれは出していくべきだと思っております。なかなかこれも1つ1つが交渉ではあります、トータルのパッケージ交渉、全てを含んだ交渉になっておりますので、1個だけを、ここだけを変えろとか、あれをしてくれというのは、残念ながら、国のほうも、我々にはその交渉結果を表示できる段階ではないし、まだ、1度もペーパーとしてはもらっておりません。口頭では聞いておるという状況ですので、当面、川南町も当たり前であります、国民として、日本としてどういう方向に行くのかというのはしっかりと見守っていきたいと思っておりますし、声も出していきたくて考えております。

○議員（内藤 逸子君） 第1点の子供の医療費助成についてです。

住民本位の地方政治を求める運動が広がる中で、多くの地方自治体が子育て支援の施策を進め、地域を活性化させようと努力しています。町民みんなで子供の健やかな成長を見守る子育て世代を支援し、もう一人子供を産み育てようかというような人口増へ結びつけられる。病気が軽いうちに治療できれば重症化しなくて済む。子供がふえることにもつながると思えます。子育て支援で川南町も高校卒業まで医療費助成を行うという今回の補正予算が組まれたことは大変よいことだと評価して次に移ります。

2点目の町営住宅の整備について伺います。

空き家政策は平成18年当初、出水、昭和、さくらが丘、中央の4団地と南中須の一部でしたが、その後、新茶屋と西塩付が加わり、計7団地、162戸に及んでいます。これだけ多く

の入居どめをして、新築や建てかえが進まなければ住宅事情が厳しくなるのは当然です。空き家政策の目的は、建設年度の古い団地の改築をするためです。現在の入居者を別の団地に移転させるためには、新たな団地の建設か、最初に改築予定の入居者を優先的に移転させることです。本町の経過はどうだったのでしょうか、いかがですか、お尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問ですが、個別にはいろいろあるかとは思いますが、町全体として捉えた場合、先ほども答弁させていただきましたけど、今すぐ困っているという方は、さっきの数字でいきますと1件でございます。町としても、何も思っていないと思ってるわけじゃございませんので、段階的に計画的に取り組んでいきたいと。今の時点では、私としては、町としては、計画どおりに進めているという状況だと認識しております。

○議員（内藤 逸子君） 本町は新築ではなく、空き家の多かったさくらが丘2班を最初の改築団地と定め、居住者の退去を促しました。その最初の改築計画が本議会に提案されましたが、実に7年を経過しています。27年のさくらが丘改築計画に続いて、第2、第3の改築計画がされているのか、第2番目の改築団地が決まれば、最初のさくらが丘新設団地に優先的に移転を進める。家賃の不安には減免制度の説明をする、そんな計画なんですか、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 繰り返しの答弁にもなりますが、短期的な構想でなかなか進めないという、こういう問題でございますので、長期的なプランの中で、計画の中で事業として進めております。答えとしては、計画どおりだと思っておりますので、今すぐ何かを変更する予定はございませんし、この後については、やはり住民の皆様のアンケート、意向調査等を踏まえた上で次の段階に向かうという考えでございます。

○議員（内藤 逸子君） 27年計画のさくらが丘2班跡への建設に対して、すぐ隣の1班では28戸のうち居住者は13戸、一番建設年度の古い出水でも32戸のうち21戸が居住されています。さくらが丘の1班や出水の居住者の全員が改築住宅などに移転ができて初めて次の団地の建てかえが可能になると思いますが、いかがですか、そんな考えはありませんか。

○町長（日高 昭彦君） 同じ答弁になるかもしれませんが、やはりこれは計画的にしかできない問題ですので、住民の皆様の理想とか希望があるというのは重々承知しているつもりではありますが、行政側としては、しっかりとお話をさせていただきながら、本当に困っている方々、必要なものについて、順次計画を進めていくという状況であります。

○議員（内藤 逸子君） 平成27年のさくらが丘改築計画に続く改築計画をどう示されるのかお尋ねしていますが、今から考えていくことなんだろうけども、平成18年の空き家政策以来、空き家も全体で70戸に上りますが、やはり年次的な建てかえ計画に沿って建てかえ団地への優先的な移転措置が求められます。こうして完全に空き家になった団地に第2、第3の建てかえを実施する、空き家政策とはそのローテーションの計画ではないでしょうか。27年以降の建てかえ計画を示してください、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） ローテーションという言葉は言っていただきましたが、現在、その改築のための計画中ということで答弁を繰り返しさせていただきます。

○議員（内藤 逸子君） 建てかえ予定団地の優先的な移転対策とあわせ、建てかえ計画が長期間を要すると考えられます。7団地の空き家戸数は73戸に上りますが、90戸余が居住されています。8年もかけて半数以上の家庭が入居されています。早急に改築の年次計画を立てて、移転対策と同時に、当面、供用できる団地を区別して、改修も修繕も十分行って、良好な生活環境を提供することではないでしょうか。入居待ち者の対策にもつながると思います。答弁を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 議員の言われるとおり、生活環境、住環境を町としてどう考えるか、そういうことを非常に大切であるという認識は我々も当然持っておりますので、計画は今検討中ということの答弁で答弁させていただきます。

○議員（内藤 逸子君） 第3点ですが、TPPについてお聞きします。本町は、農業の振興を重要な柱にしています。安い食料品が輸入されれば消費者は助かるのでしょうか。今、世界の食料不足や国際価格の上昇が懸念されます。また、近年の冷凍ギョーザ事件や収穫後の農薬処理、いわゆるポストハーベストのように、食の安全が懸念されます。ところが、アメリカの対日要求の中で、食料添加物の表示をやめよ、有機農産物の殺虫剤、除草剤の残留を認めよなどと列挙しています。内閣府の世論調査では、外国産より高くても食料は国内でつくるとの回答が90.3%、安い外国産を輸入するほうがよいとの答えは5.4%、また、食料自給率を高めるべきと答えた人は90.7%、国民多数の願いが安全な食料は日本の大地からではないでしょうか、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 今回の件に関しては、本当に議員がおっしゃるとおりで、我々が農業で、川南町が、農業が主な産業であるということを踏まえて、こういった形が将来想像できるのかというのは本当に大事なことでありと捉えております。

○議員（内藤 逸子君） 労働や医療、公的医療保険制度も危うくなります。アメリカの保険会社は、日本の保険制度の対象を縮小し、民間保険に明け渡すよう再三求めています。日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会は、国民皆保険の維持なしに交渉参加は認められないとの統一見解を発表しています。ISD条項で外国企業に国や自治体が賠償請求をされかねない規定も重要です。外国の企業が国内で事業を始めた際、国の政策変更で損害を受けたと考えた場合、その国の政府を訴え、損害賠償を請求するというものです。国民主権の侵害につながる不当な規定です。こうして農業者はもとより、国民階層の各層の希望と相入れない協定ではないでしょうか、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 非常に高度な質問をいただきましたが、先ほども言いましたとおり、TPPについては、今議員が言われるとおり、我々は農業のほうを多く受けとめがちですが、本来は全てを含んだトータルな貿易交渉でございますので、やはり国民として、やっぱり生命の危機とか、そういうのについては、当然、声を1つにしていきたいと思っております。

ますし、個別の質問が非常に答弁しづらいのが現状であります。国益は何なのか、日本はどこに向かうのかということをお我々は我々の視点で問い続けたいと思います。

○議員（内藤 逸子君） 交渉の現段階と交渉の中止を求める理由、意義についてです。米も牛肉も乳製品も大幅に譲歩する提案をしていると報道されています。国内の稲作も4割も減反しておいて、アメリカ産ミニマムアクセス米を77万トンも輸入しています。これは、これ自体異常ですが、これとは別に主食米の輸入を5万トンから20万トンふやす。安倍政権は初めて本丸の米に手をつけようとしています。昨年、昨年産の米価は大暴落していますが、その上、主食用の輸入米を拡大すれば、大暴落に拍車をかけるのは必至ではないでしょうか、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 情報として、うわさとして、我々も聞いていることはありますが、非常にこれは高度な政治判断でありますし、正式な情報は一切手元には届いておりませんので、議員の言われる普通のメディアが流す情報の理解しか持っておりません。大事なことは、国の交渉です。我々は我々のしっかりした意見を出すということをやっているしかないと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 牛肉は38.5%の関税を9%に、豚肉は1キロ482円の関税を50円にまで引き下げる。さらに酪農家戸数が激減し、バター不足など深刻な危機に直面している酪農にも低関税、無関税の輸入枠の拡大です。まさに日本政府の譲歩に次ぐ譲歩ではないでしょうか。日本の譲歩の見返りにアメリカが譲歩カードに使っているのはわずか2.5%の自動車部品関税引き下げと言われます。為替レートが100円から2.5%変動すれば、吸収できる程度のものです。その見返りに米まで差し出すとは交渉の名に値するでしょうか、いかがですか、お答えください。

○町長（日高 昭彦君） 本当に議員の思いは十分伝わってまいりますが、個人的に非常に答えづらい部分が多いです。本当に農業を主とする町として、今、農業新聞とかいろいろな新聞で書かれている現状が実際ありますので、国民の声として、我々は地域で生きていくんだという声は常に出し続けていきたいと考えております。

○議員（内藤 逸子君） TPP国会決議は答弁がありませんでしたが、第1に米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖などの重要品目については、除外または再協議の対象とすること。段階的な関税撤廃も含め、認めないこと。第2に、重要5品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は交渉からの脱退も辞さないこと。1913年4月19日に衆議院農林水産委員会、1913年4月18日に参議院農林水産委員会で決議されています。現在のTPP交渉の経過と内容は、国会議決と相反することは明らかです。本町がその立場で日本政府に表明されるよう要求し、答弁を求め、終わります。

○町長（日高 昭彦君） 何度も同じことになりますが、昨年11月の全国町村長会というのがございます。その中でも決議をさせていただきましたが、やはり国益、日本の国益を守る、そして聖域を確保する、要するに国会とともに決議されたことを当然我々としては死守して

いただくように強く望んでいく覚悟であります。引き続き、強い思いでこれからも臨んでいきたいと思っております。

○議長(竹本 修君) しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時48分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。次に、林光政君に発言を許します。林光政君。

○議員(林 光政君) 通告書に従い、2点質問いたします。

質問事項1つ目、高齢者に対する福祉事業について、2つ目、川南町運動公園について。

まず、1つ目でございますが、高齢者に対する福祉事業についてですが、町長はさきの平成26年度版町政運営方針第5次長期総合計画書の中で、第3章健康で生き生きと暮らせるまちづくりの第2節高齢者福祉の充実とある。

小さく分けて、一つ、高齢者に関する施策の推進、2つ目、生きがいくくりと在宅福祉支援、3つ目、介護予防の充実とっておられます。

そこで、質問1点目ですが、その事項、高齢者に対する福祉事業についてお尋ねいたします。その要旨、癒しの場の一つとして、現在、福祉バスで近隣の温泉まで送迎しており、利用者に大変喜ばれている。現在、月1回の運行をふやす考えはないか。

なぜかと申しますと、川南温泉も閉鎖されて過去のものになってしまいました。そばを通ってみても、どこに温泉があったのか全然わかりません。

だが、今でも、川南温泉が閉鎖されたことを悔やんで、惜しんでおられる年配の方々がたくさんおられます。

スポーツ等に対するグラウンド、その施設、整備などが確実に進んでいるようです。グラウンドゴルフ、ゲートボール、四半的など、自分の趣味を生かして、元気に過ごしておられる年配の方もたくさんおられますが、やっぱり、温泉の好きな方もおられるのです。

過去のことですけれども、さきの大戦、そして、戦後のあの物のない時代、当時を知らない人には失礼に聞こえるかと思いますが、想像はできても時の現実、すなわち、当時の状況はわからないと思います。

私事でございますが、私は国民学校1年生であったので知っております。当時、相当な御苦労をなさったのです。今の川南があるのも、そういう年配の方々のおかげなのです。その労を労うという気持ちで、バスの増便をできないか、町長のお考えをお聞きしたい。

次に、質問2点目です。その事項、川南町運動公園について。要旨、川南町運動公園一帯に、桜の木を植樹して、川南町の新観光名所にする考えはないか。

日本国内には、いろいろなところに桜の名所があります。青森の弘前城、大阪の造幣局の桜の通り抜け、国内のお城、県内にもたくさんあるようです。海の向こうにも、ワシントン

に日本の桜が何かの記念にあるようです。

川南町も企業誘致がなかなか厳しく、町長もいろいろ努力して頑張ってくださいしていますが、大口雇用もなかなかのようです。

そこで、船ではありませんが舵を切りかえて、自然を生かしたものづくり、多少な経費はかかるかとは思いますが、長い目で見て、いろいろな工夫もよいのではないかと思います。

以上、2点、質問席よりお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

**○町長(日高 昭彦君)** ただいまの林議員の質問にお答えいたします。2点ほど質問いただきました。

まず、1点目の高齢者に対する福祉バスの増便はできないかということでございます。おっしゃられたとおり、高齢者の方々が、今の川南をつくっていただいたということに関しては、本当に、心から敬意を表したいと思っておりますし、いろんな趣味を生かすのもあるが、やはり、温泉の喜びというのは、本当に、素晴らしいものがあるというのは、もう、重々、我々としても感じております。

現在は、高齢者、長寿会のほうを2班に分けて、月1回、合計、ですから、24回、バスを走らせていただいております。物理的には、年間の稼働日数等がありますので、可能な分は、これから、当然、長寿会要望なりいろんな形で計画していきながら、それはできるかと思っております。明確にどれだけというのは、具体的なお話を進めていった中でのことだと思っております。

2点目について、運動公園について桜の花をという話でございます。

日本人が、本当に、桜を愛するという意味は、広く、世界広しと言えども、ここだけ、日本しかないという、一つの観光要素。後は、生き方に合わせたような潔いと言いますか、変な意味に取られても困りますけど、そういうことで桜は愛されているのは、非常にわかりますし、桜を含めた自然を、一つの観光的なまちづくりにもっていくという点に関しては、大いに賛同しているところでございます。

具体的に、現在、運動公園のほうに50本ほどの桜が植えられているようでございます。桜のいろんなよさはあるかと思いますが、私としては、年間、本当に、花見ができる期間が1週間ぐらいしかないということを考えれば、より多くの観光客なり、いろんな楽しみをするには、いろんな方策をいろいろ組み合わせたほうがいいのかと考えております。

桜だけでいきますと、川南町において、今、例えば、国光原の農村公園でありますとか、ほかには、八幡の農村公園、日中友好通り、現在、桜が、なかなか、あれは植えかえがきかないもんですから、ある時期になると、非常に、手のかかるようになってきております。

そういうことも含めて、トータルで桜だけに限らず、いろんな意味で、自然を生かした方策が考えられるんじゃないかなと考えております。

**○議員(林 光政君)** 今、町長がいろいろとお話されましたけれども、桜の花は、やっぱり、日本の花と私も思っておるんですけども、やっぱり、花が咲くということは、人間の気落

ちもなんか明るくなるような気がいたします。

いろいろ、桜が町内にもあちこちあります。今、おっしゃったように、日中友好道路にもありますけども、もう、枯れたり、手入れ。恐らく、手入れ不十分だろうと思います。あまり花も咲きません、あそこあたりのやつは。

だから、街路の、ああいう、植え込みもいいかもしれませんけども、農道から農家の人たちが畑から出られるときなんかは、やっぱり、植栽があると、非常に見にくいところもあるんですよ。そういうところも考えながらいろいろと植えていただいて、私が思うのは、ああいう公園あたりもいいんじゃないかなと思います。

先だって、私は、青鹿のほう、ちょっと回って見たんですけど、以前、ごみ収集のときには、ここ、ちょこちょこ通るようなことがありましたが、もう、なにか枯れてしまって、以前のような桜の木はない。見えないような。あるんでしょうけども、あまり、ぱっとしないようです。

そういうことで、何か考えていただいたほうが、私はいいような気がします。

**○町長(日高 昭彦君)** 私の言葉がちょっと足りなかったようですが、桜というのは、現在ソメイヨシノが主であります。これは、正確にはちょっと忘れましたが、60年とかある程度いくと、樹勢、樹の勢いということで、残念ながら、植えかえがきかないということで撤去をする。倒木、切るという、この行為ですかね。

そういうことで、日本中も、実は、この桜をどうするかというのは問題になっていると私は聞いておりますので、ソメイヨシノだけではなく、桜だけではなく、非常に、桜というのは手が掛かるという面がありますので、トータルで花というのを考えたらどうかなと考えております。

**○議員(林 光政君)** 私も素人で、そういう木には勉強不十分なところがいっぱいあって、ただ、見た目がもちろんきれいで、いろいろ近くでは西都原の桜にしても、大きい大木になっていますね。私たちが小さいころも、昔の通山小学校にも桜の木が植わってました。崖の上のほうなんですけど。

ああいうのを見ると、やっぱり、懐かしく、頭の隅のほうに残っておりますもんですからね。やっぱ、手入れ次第では、やっぱ、長くあるんじゃないかなと素人ながら思っております。

また、こういう花見の時期になると、いろいろな花が咲くかもしれませんが、やっぱ、日本人では桜の花見というのが一番合っているような気がいたしますもんですから、重ね重ねこういう話をさせていただいております。厳しい面もあるかとは思いますが、やっぱ、後の手入れをしっかりしたら、ある程度の寿命はあるんじゃないかなと、私は思います。

と言いますのは、その桜の造幣局とか、弘前の桜なんかは、毎年、ああいう花を咲かせますよね。やっぱ、それなりの苦勞、経費がかかっているかと、僕は思うんですけども、やっぱ、何でも継続して手を加えないとだめじゃないかなと、私は思います。ただ、植えたばっ

かりでは後続きはしないということは、もう、私みたいな素人でもわかります。そういうことで、何か観光の名所を、もう一つ、桜でも植えてみたらどうかと。

なかなか大口企業の勧誘も厳しいような状態でありますもんですから、何か、人を寄せておるうちに、川南町に定住してみようかという気分になっていただいたら、こっちのものだなと私は思ったものですから、こういう質問をしました。

2点目に入ります。ひっくるめて2点目も、もう、しゃべってしまいましたけども、私の考えとしましては、川南駅にも、以前、今でもありますけども、サザンカがホームの東側のほうに植えてあります。

ずっと前、分館長させていただいたときには、あそこでも、野立てとかいろいろあったんですけど、今、あんまり聞かないんですけど、継続して、時期が来たらあるんでしょうかね。お尋ねいたします。

○議長(竹本 修君) 林議員、通告時に従っての質問にかえていただきたいと思います。通告がされておりませんので、そこらあたりの中で質問をしていただきたい。

○議員(林 光政君) これは、本当に、申しわけございませんでした。わかりました。今の取り消します。

○議長(竹本 修君) 次の質問があれば。

○議員(林 光政君) これは、私の頭の中に浮かんどって、これ、通告書に書いてなかったから、今のは、もう、頭の中に参考として入れとってもらえば結構です。質問は取り消します。今のは。サザンカのほうは。

○議長(竹本 修君) 林議員。次の質問をしていただきたいと思います。暫時休憩します。

午後1時15分休憩

.....  
午後1時16分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。林光政君。

○議員(林 光政君) どうも、申しわけございません。私の質問は、もう、1点目も2点目もひっくるめたことになって、答弁もしていただきましたので、2点しか問題提起していませんかったので、一応、桜の花、運動公園の。それで、2点目だったものですから、もう、サザンカのほうは、頭の中にイメージとして持ったもんですから、通告書には書いていませんでしたけども、取りやめて、まだ時間がありますけども、質問は、もう、これで終わらせていただきたいと思います。

で、余談であります、いいですか。

○議長(竹本 修君) いや、今、終わりますということですから、林議員につきましては、これで質問事項については処理します。

暫時休憩します。

午後1時17分休憩

午後1時18分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。

次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員(児玉 助壽君) 議長、この後には、よう、質問をせん。ちゃんに行えば、もう、はっきり。何を何したことは、はっきり言わんな、議長として。

○議長(竹本 修君) 暫時休憩します。

午後1時19分休憩

午後1時20分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。児玉助壽君。

○議員(児玉 助壽君) 通告に従い、川南町地域防災計画改定について質問いたします。

改定の背景は、東日本大震災における教訓及び南海トラフ巨大地震の被害想定により明らかになった防災上の課題について防災体制人員の充実を図り、また、災害対策基本法や宮崎県地域防災計画改定を受け、川南町地域防災計画の防災対策を見直し、町民の生命及び身体、財産を災害から保護するための改定をするものであります。

したがって、町が指定する災害ハザードマップに沿った川南町が、地域としての主体性を持った計画策定が望ましいと思われるが、主な改正の特殊災害対策編で、本町に縁遠い火山対策や原子力災害対策を設定しているが、町において、これらの災害に関するハザードマップが作成され、それに沿った住民目線の具体的な防災計画が策定されているのかを伺いたい。

災害対策本部設置時期が、災害発生時になるために、対応が露呈を踏み、被災者の生活再建等の支援や復旧、復興などの事後処理が主になっていると思うが、計画の防災対策の見直しの趣旨は、町民の生命、身体、財産を災害からの保護となっている。その有効な手段は、災害を未然に防止する予防措置であるが、趣旨に沿った計画になっているのかを伺いたい。

2、川南町は、災害対策基本法の防災基本計画に基づき、平成11年度に防災会議を設置し、同年2月に、川南町地域防災計画を設定しています。

しかしながら、法42条において、毎年、計画に検討を加え、必要と認めれば修正するなど、検討を加えることを義務づけていることや、11年当時なかった対象項目が増加したにもかかわらず、それを放置。結果、そのつけにより、口蹄疫災害や昨年の大雨災害時において、災害時に対策本部は十分に機能していなかったが、その根幹にある防災会議に問題があったのではないのか。

委員構成を見直し、その充実を図るべきではないのか、町長の見解を伺いたい。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの児玉議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の川南町のハザードマップ。住民目線の具体的な計画になっているのかとい

う御質問でございますが、現在、今、使っていますハザードマップは、平成25年2月につくったものでございまして、これは、防災計画災害基本法に基づき作成した防災計画を補完する役目として使わせていただいておりますし、もともと、その被害についての地図化したものであるというふうに考えております。

当然、これは、時代の流れで必要なときにはまた改訂が望ましいと考えておりますので、今後について、そういう時期が来たなら、また、現状に即した形での改訂も検討していくことになっていくかと考えております。

2点目の災害対策本部の役割についてということでございますが、当然、災害対策本部というのは、御指摘のとおり、災害が予想される直前。それは、特に、風水害の場合でございますが、それから、発生直後の緊急対策などに対応して、それから、発生する恐れがなくなったときに本部を解散するということになっております。

当然、今回、さまざまな災害が起こっておりますが、その都度、必要なときに、災害対策本部というのは設置してしかるべきときに解散という形を取らせていただいております。

今回の防災会議のあり方についてもお尋ねでございますが、御指摘のとおり、平成11年に開催して以来、16年間、開催していなかったということは、そのまま事実でございます。

これが、正しいとか、正しくないの前に、やはり、もう少し、これから、今、南海トラフを含めたいろんな常在危機というのが叫ばれる中、こういう事態が起こらないように、今後の取り組みについては、反省すべき点はしっかり反省して、今後にいかすべきだと考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） この地域防災計画についてですが、およそ、12月の議会において、必要なものや不必要なものやら重複しとるものは割愛したり、削除すべきだと言うた町長も、そういうようなことを言いよったわけですが、この火山災害対策は、これについて、関係機関と連携し、措置を実施するようなことを書いてあるわけですが、まだ、どのような措置を実施するのか知りませんが、霧島山系の火山や桜島の火山の噴火における周辺地域の市町村の対応を見ると、避難の必要な人は避難指示し、火山活動がおさまるのを待ち、降灰の除去をしているのが現状であります。これらを踏まえると、広範囲に飛来する降灰の被害を軽減することは不可能であり、非現実的であります。

まして、火山から遠く離れた本町に降灰被害が発生するような噴火が起きれば、火山周辺の被害の大きい市町村の対応に追われています関係機関と連携したくとも、門前払いされるのが関の山であります。

そのことは、原子力災害でもその分に漏れませんが、その原子力災害においては、東日本大震災による福島原発事故の被災者市町村も、法に基づき、地域防災計画を設定し、原子力災害対策を策定し、設定していたと思いますが、関係機関の指示で、この原子力対策は、町全体が住居を追われて、住民は、事故からあすで4年を迎える今も避難所暮らしを余儀なく

され、その生活に疲れ、避難住民の4割に健康被害が発生しています。原子力災害対策を設定しても、放射能の前では無力であることが証明されています。

原子力災害対策を設定する必要も、さっきも申しましたように、火山災害対策を設定する必要はないと思いますが、こういうことは、もう、削除すべきじゃないですか。

**○町長（日高 昭彦君）** 火山対策、火山被害、原子力被害ということに関しましては、御指摘のとおり、非常に、頻度からすると、川南町においては薄いものであるというのは、当然、認識をしておりますが、現在も、やはり、災害も、過去にはないけど、これから可能性がゼロではないという、例えば、地球規模のこと。気流とか、そういう対流によるものが想定される以上、何らかの覚悟。それは、災害に対する後方支援とか、いろんな意味を含んでおりますが、そこにある必要性というのは、私は感じております。

**○議員（児玉 助壽君）** 地球規模のことを云々、町長は言うておりますが、この原発事故から、もう、あすで4年たつにもかかわらず、この放射能汚染、瓦れきは未だに適切な処分ができておりません。野積み状態になっております。

それに加え、汚染水は垂れ流し状態で、解決すべき問題が山積するなど、東京電力福島第一原発事故で、原子力発電の安全神話は崩壊し、国、国民の原子力に対する信頼は地に落ちたままではありますが、大手電力企業や経済界の要望に応え、原発に依存し続ける限り、処分の見通しが立たない大量の核ごみ、放射性廃棄物が国内に積み上げられていくトイレなきマンションと批判される日本の原発の再稼働に、約5割以上の国民が反対しているのにもかかわらず、経済対策を優先し、原発再稼働を推進する国の原子力政策をゼロから見直さない限り、町長が言う地球規模のということはできませんよ、町長。

地球規模自体の、この国の原子力災害をゼロから見直さなければ、地球規模の将来的な安全が担保できないじゃないですか、町長。

**○町長（日高 昭彦君）** 御指摘のとおりだと思っております。

原子力に関しては、その必要性そのものを、もう一度、議論すべきであると思いますが、今、言われたとおり、日本政府、やっぱり、世界的な話でございますので、一町長というよりも国民として、そういう面について、将来性については、一緒に考えていくべきだと思っております。

**○議員（児玉 助壽君）** 町長、地球規模のこと言うたかもわからん。そう言うたばかりやけんね。まさか、地球規模のことを心配しとってというのは思わんかったけんね。

いいですか。国は国民全体、県は県民全体の生命と身体、財産を保護する上に、多様な災害を想定し、対象を広範囲に広げ、防災計画災害対策を制定しとるわけですが、国も、県も、国、県の全体を網羅し、措置することが不可能なことは目に見えとるわけですが。

だから、災害基本法、それを制定して、地域の防災は地域でしてくださいというのが、地域防災計画の趣旨と思っておりますが、町長。

何も、地球規模のことを考えるというのが地域防災計画じゃないですが。町長、そこへん

の地域という意味、趣旨がわかっとなって答弁しとつとつとですか。

○町長（日高 昭彦君） 一部訂正させていただきます。

確かに、議員が言われるとおおり、私が地球規模のことを論じる前に、もう一度、地域にとつて何が必要なのかということ、明確に、答弁すべきだったと思っております。

地域というのは、当然、我々、住んでいるとこだという認識でございます。

○議員（児玉 助壽君） そういうなんですよ。国がそういう対策を立てたかという。だからというのに、国や県の施策に乗った、そういうもんする必要はないと思うんですよ。

今、町民が驚異に思っている津波や、この前のゲリラ豪雨、それに対する町民に身近なもの。地域防災という対策が、この地域防災計画の中でできているかできていないかというのが問題なんですよ。

でも、地球規模のこと言うとやったら、私は、町長、火山噴火、原子力の事項を危惧するよりも、最近、中国本土より頻繁に飛来してくるPM2.5をモニタリング調査し、その情報を町民に公開し、大気汚染による健康被害から身を守るためにマスクの着用を促すなどしたほうがもっと気が利いとりますよ。この原子力災害対策やら火山対策よりは。どうですか、町長。

○町長（日高 昭彦君） 今、御指摘のとおりでございます。

住民にとって、災害ですから、やっぱ、頻度の高い、そういうことを考えてすべきだと。PM2.5のほうがより現実的であるというのは認識しております。

ですから、冒頭に言いましたように、頻度の高さから言うと、かなり、薄いレベルではありますがゼロではないということ。そして、過去に、ずっと、この防災会議もやっておりませんでしたので、今回は、原子力も火山灰もということで、可能性があるということで入れさせていただきます。

今後については、これまでしなかった分、やはり、必要に応じて年に1回程度のいろんな意見を聞く場というのは、当然、設定すべきだと考えております。

○議員（児玉 助壽君） 頻度はゼロじゃないかもしれんけど、町長。原子力でも、災害でも無力に等しいわけですよ。町が、何分、対策をつくっても。そんげなものつくったって無駄じゃないですかって言いよつとですよ。

広範囲にですよ、町の。灰が降ってきて、どげなった場合、町が、何ができるかって何にもできんじゃないですか。その証拠が、火山周辺地域がそうでしょう。火山の活動が治まらん限りは何にもできんし、ましてや、ここに灰が降ってくるような状態になったら、その関係機関に、どうにか処置をお願いしますよって言うたって門前払いが関の山ですよ。地域は地域でちゃんとしてくださいよというのが関の山ですよ。そんげなものが、対策やら何やら書くかい質問されても返答に困るわけですがよ。

町が制定した計画を見ると、これは、行政業務が主体となっておって、いいですか。災害、直前災害時等においては、物理的、時間的に機能しない。機能したときは手おくれになって

おる。そのことは、この同様の防災計画を設定したと思われる大津波で多くの犠牲者を出した東北3県の被災地市町村が、それを証明しています。

なぜなら、被災地は、過去数回、大津波の被害を受けた歴史があり、近くは五十数年前です。僕が中学入るか入らんころですが、このチリ地震の大津波の被害にあい多くの犠牲者を出しているその記憶が残る中でですよ、津波災害のハザードマップも作成し、防災計画も設定したと思います。

しかし、依然に、今も、現在は、その時代にました情報伝達システムが発達しているにもかかわらず、過去のチリ地震の犠牲者以上の犠牲者を出しています。

これは、計画そのものが機能しておらん、役立たずの計画だったと思われても仕方ないじゃないですか。災害発生直前やら災害時において、1分1秒の対応が、そのおくれが生死をわける状況がですよ。そんげなことしよったら、もう、死を待つばかりです。

基本的に、自分の命は自分で守る自助、生活環境を共有するものの人たちが、共に助け合う隣戸精神もとの共助等が必要であります。

町長は、先ほど同僚議員の質問に対して、自助、共助、協力は必要と言っておりましたが、その行動計画、住民の。それすら、この防災計画には入っておりません。

この災害ハザードマップの中で生活する住民の命を守るため、自助、共助。その具体的な行動計画とか、そういうものが、今回の防災計画に入っとらんじゃないですか。行政の業務、復興、死体の処理とか、安否確認とか。

その災害発生時に、そういう、なら必要ですか。予防する、災害が発生する前に、災害を予防したり、未然防止する、そういう防災計画じゃねえとよ。町民が、今度の防災計画を見て。誰一人、これ、防災計画という人はおらんですよ。

こりゃ、役場の仕事をそのまま延長しただけのこっちゃねっかと。どこが防災計画になっておるのか聞かれますよ。町長。

**○町長（日高 昭彦君）** いろんな御指摘をいただきましてありがとうございます。

日本が、東北、特にですけど、過去に、そういう津波が何度も受けている。そういうことで、我々、首長もですね、まず、研修がある一番先には、そういう災害に対する研修が一番先にあります。

その中で、我々が聞いているのは、今、50年前のチリ地震のことも言われました。確かに、数字、今、私も記憶しておりませんが、被害者がふえているという数字だけではなく、その人口の何割の方が被害に遭いましたか。

防波堤をつくって、最終的に被害が出ました。でも、それが到達するまでに時間があって、どれくらいの方が、生存率というんですかね。それは、国の発表によると、確実に上がっていると。これは、防災計画をつくり、避難訓練を積み重ねた結果であると。私は、そういうふうに、数字としては理解をしております。

ただ、議員が言うように、今度つくった防災計画、具体的なのはどこに示してあるかと。

これは、大まかなやつを示すという、当然、我々の考えがございまして、具体的なのが、別に、まだこれから、示していくという考えでございます。

○議員(児玉 助壽君) 秘密兵器じゃったらあんた、防災、町民が、それ知っとらんかったら、あー、頭痛くなった。

災害対策本部の業務については、広域応援以外は、通常業務の延長線にあるものと思います。それを意識し、把握すれば、災害予防措置は講じられると思います。

例えば、危険箇所の整備、避難所、水道、下水道等の耐震免震等のインフラ整備。夜間や時間短縮する避難行動計画。津波については、県内沿岸5市5町で津波情報を共有する者同士で協力し、迅速かつ正確な波動計を設置するなど知恵を出して工夫したり、問題を共有する自治体が協力する広域、共助を図るなど災害を予防し、未然に防止する。軽減するのが地域防災計画の趣旨と思うが、その役割を担うのが災害対策本部と、私は思っています。そのことに、町長の見解を伺います。

○議長(竹本 修君) 児玉議員、大変申しわけないけど、もう一回。

〔「違う質問」「対策本部とは何か」と呼ぶ者あり〕

○町長(日高 昭彦君) 質問をもう一回お願いします。

○議長(竹本 修君) 対策本部についての質問。

○議員(児玉 助壽君) 例えばの段。(「一番最後に質問されたことをもう一遍。最後が聞こえなかった。」と呼ぶ者あり) ことに対して、その役割を担うのが、災害対策本部と思うということでもいいでしょ。違う。そこでいいちやる。そのことについて、町長はどういう見解を持っていますかという。

○町長(日高 昭彦君) 何度もすいませんでした。

災害対策本部についての考えは、先ほども重なるかもしれませんが、災害が発生すると予測される場合。また、その発生直後の応急対策などに対応するということだと考えておりますし、また、いつ、解散するのかということになると、今後、発生する恐れがなくなった場合に解散をするというふうに考えております。

〔「今の私の質問悪かったのかもしれんけん。」と呼ぶ者あり〕

○議員(児玉 助壽君) 解散じゃなくして、役割を担うのが災害対策本部じゃないかって言ったって、もう、解散するという。立ち上げるという、その考え方そのものがおかしいかという、平時からそういう意識を持ってすれば減災できるんじゃないかという、そういうふうなニュアンスだったんだけど、まあ、いいです。

県の沿岸の日南市、宮崎、新富町、延岡市では、避難の後の避難施設の建設に取り組んでいるところもあります。こういった形の住民の目に、具体的な形に見ゆる地域防災計画を、町民は防災計画だと思うとるわけですよ。

もう、今、今度つくった発生直前とか直後の復旧、復興はよ、一般町民がよ、その防災計画というのは、思うとらんわけですがね。災害処理対策ぐらいしか考えておりません。

そういうふうにとらえてもらえると、認識してもらおうと思います。

町長と私の見解が、相違があるとするならば、町民と町長の見解の違いとっております。

川南町防災会議のメンバー構成をみると、これは、そのほとんどが公職に関係するメンバーになっており、3分の2は、川南の過去の災害履歴や自然条件、社会条件を把握しとらん町外の人が、これは、審議し、町外のコンサルタントが作成した行政に都合のよい、町民の目線から離れた計画になっておりますが、これを、川南地域防災計画とする根拠はどういう根拠で、川南地域防災、言うのですか。

**○まちづくり課長(永友 尚登君)** 今回の防災会議委員名簿がお手元にあるかと思うんですが、平成16年の際は、町課長級が全部入ってございました。

こういった防災会議のメンバーというのは、やはり、その時代時代の近隣市町村だったりとか、そういったところを見て、参考にしながら、委員構成、こうしたらいいんじゃないかということで、16年前は名簿つくっておるわけなんですけど、そういった中で、今回、防災会議を立ち上げたときに、いろんな市町村のメンバー等、いろいろ見させていただき、検討した結果、やはり、こういったインフラの面だったりとか、行政関係、警察関係、消防関係だったりとか、最終的には、防災士ネットワークの方だったりとか、いろんな関係機関の方集まっていたかかないと、防災のための、地域防災計画を策定する場合、よその方と言われますけど、町内にこれだけのメンバーの方はいらっしゃいません。

こういった学識経験者といいますか。こういった知識を持った方いらっしゃいませんので、それぞれの立場から川南町の地域防災計画どうかと。そういったことを検討していただいて、地域防災計画は、防災のための業務大綱的な部分でありますので、そういったことをいろんな方面から検討していただき、これが、川南町地域防災計画として、現時点でどうかということをお判断していただき、そして、また、国のほうも、かなり、随時、いろんなことで通達を受けております。

といいますのも、先ほど、町長の答弁にありましたように、災害がこれまでに経験したことのないような災害がいろいろと発生しておりますので、そういった中で、国のほうもいろいろと基準をかえてきておりますので、その都度、見直していかないといけないと考えておりますので、このメンバーについては、私は、今現時点で、川南町の地域防災計画を考える一番の、一番と言いますか、ベストメンバーだと考えております。

以上です。

**○議員(児玉 助壽君)** この以前のとも、こりゃ、町の職員やらでつくったやつやけんどんよ。何の機能もせんかったやねえね。今度もせんやろうと思うな。何でかというよ。想定できんがね。町外の人が。社会的、自然的条件のわからん人が、町で起きる災害が想定できるね。

肩書きだけじゃがね。学識経験というけんどんよ。どれほど、その災害に対しての知識がある人がなっとか知らんけんどんよ。肩書きばかりやね。所長とか何とか。

この人どんが、災害に何の専門職ですか。農林振興局の局長やら、土木事務所の所長じやの、保健所の所長じやの、福祉事務所の所長。肩書きだけじゃないですか。

ほかに、肩書きあれば誰でも委員になれるとよ。どこにでもあるような計画書つくって、地域の主体性、独自性が何にもない計画書になったじゃないですか。だから、災害のたびに各地で大きな犠牲者が出ておととでしょう。こういう、この肩書きばかりの委員でつくった計画書が。

町長も、担当課長もですが、この生命、身体、財産を保護してもらう側の一般町民の考える防災計画と違うとですよ。保護する側の立場に立って、上から目線の防災計画立てとってんよ。町民がそがんと防災計画とは言わんとですよ。起きてから防災したって間に合わんとですよ。

災害が発生する前に、ちゃんとした措置とか手当とかしとらん限りはよ。そういう計画じゃないと、そのハザードマップの中で生活しとる人は、防災計画とは言わんとですよ。

本部の人は、一人でも多くの住民を救助したり、財産を保護したりするのが本分でしょう。それじゃ、今、災害対策本部を解散するんじやの、設置する人おったら教えろということですよ。平時的に、常に、災害予防しにいたり、未然に、防止するための仕事していかんにゃ、この計画書の中身がだめと言いよとですよ。

**○町長(日高 昭彦君)** 御指摘のとおり、住民の生命、身体、財産、これをいかに守るかというのが、我々の使命でありますので、こういう災害対策の計画に準じて、それを、いかに、現場にわかりやすくするのが、我々の一番の仕事だと思っております。

その中で、まず、平時から、災害の予防をする。そういうことを常に想定するというのは、議員が御指摘する御指摘のとおりだと思っております。

**○議員(児玉 助壽君)** そういう気があったら、さっき言うた津波の波動の測量器。そして、豪雨被害があれば、それを図る雨量計とか、それに直結した何を設置するとかして、具体的に、町民に、目に見えるような何も取っていかんかったら何にもならん。

よって、町長も先ほど、同僚議員の米山議員の質問に対して自助、共助の協力が必要。たら、何ですよ。それに対応する、その支援する公助、役場、そういうものが、この計画書に入とらんわけですが。言葉ばかりで、自助じやの、共助じやの、言うとったちよ。いざとなって、できますか。

津波の訓練でん一緒ですわ。計画に基づいてするわけじやかいよ。津波は計画どおり来んわけです。夜間にも来るわけ。

そんげな計画やら、何やらをつくっていかんな。あげな難しいとはいらんとですよ。町民は。もう、そのとき、どう行動するかというと、必要なだけであります。

もう時間がきたので、またがないからじゃけん。最後に、言うときですが、この計画書は、検証していかんならんもんじゃから、つくったとき、ちゃんとしたもんをつくっとらん、今度も15年ぶりかえたっちゃかい、そういうもんじゃからなおさら、ちゃんとした計画

書つからないかんじゃないですかって言いよつとですよ、町長。最後に、それ、聞いて終わります。

○町長(日高 昭彦君) 御指摘のとおり、本当に、防災に対する構えというのが、町のこれからを、本当に、決めるもんだと思っておりますので、今言われたことを肝に銘じて、今後、住民の皆様に、具体的に目に見える形を大事にしていきたいと思えます。

○議長(竹本 修君) 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後2時05分閉会

---